針広混交林化を進めている緑の回廊内の人工林（鳥取県　沢川国有林）

第Ⅳ章

# 国有林野の管理経営

国有林野は、我が国の国土の約２割、森林面積の約３割を占めており、国土の保全、水源の涵（かん）養、生物多様性の保全を始め、広く国民全体の利益につながる多面的機能を有している。

国有林野は、重要な国民共通の財産であり、林野庁が国有林野事業として一元的に管理経営を行っている。国有林野事業では、平成25（2013）年４月の一般会計化等を踏まえ、公益重視の管理経営の一層の推進、森林・林業の再生に向けた貢献等に取り組んでいる。

本章では、国有林野の役割や国有林野事業の具体的取組について記述する。

# 1．国有林野の役割

「国民の森林」国有林
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/

## （1）国有林野の分布と役割

国有林野は、我が国の国土面積（3,780万ha）の約２割、森林面積（2,505万ha）の約３割に相当する758万haの面積を有し、奥地脊梁山地や水源地域に広く分布しており、国土の保全、水源の涵養等の公益的機能の発揮に重要な役割を果たしている。また、人工林、原生的な天然林等の多様な生態系を有し、希少種を含む様々な野生生物の生育・生息の場となっている。さらに、都市近郊や海岸付近にも分布し、保健休養や森林との触れ合いの場を提供している。

このような国有林野の有する公益的機能は、広く国民全体の利益にもつながるものであり、昨今の頻発する自然災害への対応や地球温暖化の防止に対する国民の強い関心等も踏まえて、適切に発揮させることが求められている（資料Ⅳ－１）。

## （2）国有林野の管理経営の基本方針

国有林野は重要な国民共通の財産であり、林野庁が国有林野事業として一元的に管理経営を行っている。国有林野の管理経営は、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進、②林産物の持続的かつ計画的な供給、③国有林野の活用による地域の産業振興又は住民福祉の向上への寄与を目標として行うこととされている[*1]。

農林水産省では、国有林野の管理経営の基本方針等を明らかにするため、５年ごとに10年を一期とする「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）を策定している。令和３（2021）年度の国有林野の管理経営は、平成31（2019）年４月から令和11（2029）年３月までの10年間を計画期間とする管理経営基本計画（平成30（2018）年12月策定）に基づいて推進した。

**資料Ⅳ－１　国有林が果たすべき役割（複数回答３つまで）**

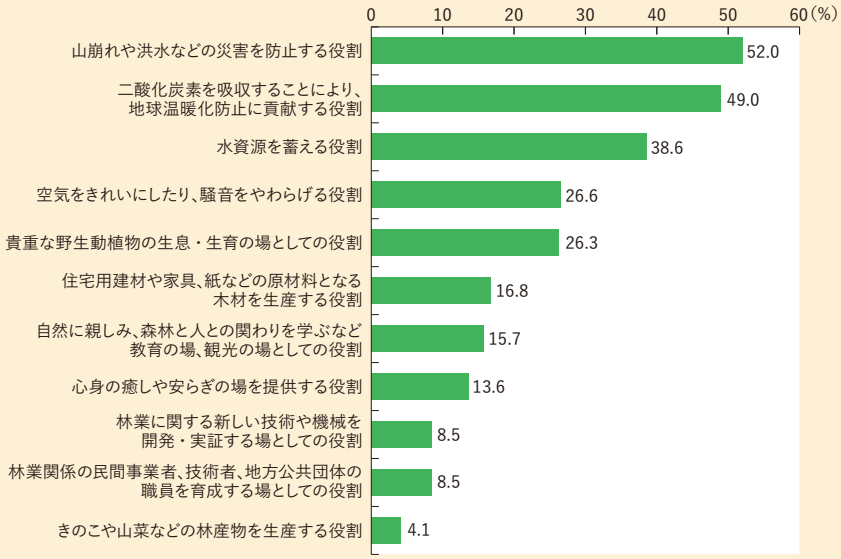


資料：内閣府「森林と生活に関する世論調査」（令和元（2019）年10月）

国有林野の管理経営に関する基本計画
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kanri_keiei/kihon_keikaku.html

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/jissi/index.html

＊1　「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和26年法律第246号）第３条

## 2．国有林野事業の具体的取組

### （1）公益重視の管理経営の一層の推進

#### （ア）重視すべき機能に応じた管理経営の推進（重視すべき機能に応じた森林の区分と整備・保全）

国有林野事業では、管理経営基本計画に基づき公益重視の管理経営を一層推進するとの方針の下、国有林野を重視すべき機能に応じて「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」及び「水源涵（かん）養タイプ」の５つに区分している（資料Ⅳ－２）。木材等生産機能については、これらの区分に応じた適切な施業の結果として、計画的に発揮するものと位置付けている。

また、間伐の適切な実施や主伐後の確実な更新を図るほか、針広混交林やモザイク状に配置された森林への誘導を進めるなど、多様な森林を育成するとともに、林地保全や生物多様性保全に配慮した施業に取り組んでいる（事例Ⅳ－１）。

**資料Ⅳ－２　機能類型区分ごとの管理経営の考え方**

| 機能類型区分 | 管理経営の考え方 |
|---|---|
| 山地災害防止タイプ 147万ha | 根や表土の保全、下層植生の発達した森林の維持 |
| 自然維持タイプ 171万ha | 良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林の維持 |
| 森林空間利用タイプ 46万ha | 保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林の維持・造成 |
| 快適環境形成タイプ 0.2万ha | 汚染物質の高い吸着能力、抵抗性がある樹種から構成される森林の維持 |
| 水源涵（かん）養タイプ 394万ha | 人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導等を推進し、森林資源の有効活用にも配慮 |

注：面積は、令和３（2021）年４月１日現在の数値である。
資料：農林水産省「令和２年度　国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

**事例Ⅳ－１　天然力を活用した多様な森林づくりに向けた現地検討会**

北海道森林管理局管内の人工林の多くが伐期を迎える中で、針葉樹が順調に生育しているところがある一方で、広葉樹がまとまって天然更新している箇所や、植栽した針葉樹と天然更新した広葉樹が混じり合っている箇所などが見られる。このため、令和２（2020）年度からは、管内全ての森林管理署・支署において、次年度に主伐を予定している人工林をフィールドとして、多様な森林づくりを実現するため、職員の技術力の向上を目的とした現地検討会を実施している。

現地検討会では、現況林分、土質、林地傾斜、作業の効率性等の評価を行いながら、広葉樹が育成している箇所の森林施業の取扱い、皆伐、複層伐、間伐など適切な伐採方法、機械による施業が困難な区域の伐採の回避など、様々な角度から施業方法を検討し、その現地に適した施業方法を検討した。

また、多様な森林づくりを国有林において実現するだけでなく、民有林への普及を図るため、これらの現地検討会には地方公共団体や林業事業体の参加を得ながら取り組んでいる。

（左）現地検討会の様子
（石狩森林管理署）

（右）現地検討会において、広葉樹が混交しているため主伐箇所から除くとの結論になった人工林の様子
（上川中部森林管理署）

### （治山事業の推進）

国有林野には、公益的機能を発揮する上で重要な森林が多く存在し、令和２(2020)年度末現在で面積の約９割に当たる686万haが水源かん養保安林や土砂流出防備保安林等に指定されている。また、集中豪雨や台風等により被災した山地の復旧整備、機能の低下した森林の整備等を推進する「国有林治山事業」を行っている。

さらに、民有林野においても、大規模な山腹崩壊や地すべり等の復旧に高度な技術が必要となる箇所等では、地方公共団体からの要請を受けて、「民有林直轄治山事業」と「直轄地すべり防止事業」を行っており、16県22地区(令和３(2021)年度)の民有林野でこれらの事業を行っている。また、「令和２年７月豪雨」において甚大な被害が発生した熊本県芦北(あしきた)地区の民有林野では、「特定民有林直轄治山施設災害復旧等事業」を行っている。

このほか、大規模な山地災害が発生した際には、専門的な知識・技術を有する職員の被災地派遣やヘリコプターによる被害調査等を実施し、地域への協力・支援に取り組んでいる(事例Ⅳ－２)。

### （路網整備の推進）

国有林野事業では、機能類型に応じた適切な森林の整備・保全や林産物の供給等を効率的に行うため、林道及び森林作業道を自然条件や作業システム等に応じて組み合わせて路網整備を進めている。このうち、基幹的な役割を果たす林道については、令和２(2020)年

## 事例Ⅳ－２　「山地災害調査アプリ」を活用した被害状況の把握

林野庁では、豪雨や地震等により山地災害の発生が懸念される場合、ヘリコプターによる緊急調査を実施し速やかな被害状況の把握に努めているが、従来の調査手法においては、迅速かつ正確な被害状況の把握や分析が課題となっていた。

このため、令和元(2019)年度にスマートフォン・タブレット端末で操作できる「山地災害調査アプリ」を開発した。アプリを活用することで、撮影画像、撮影位置・方向、飛行ルート等の情報を取得でき、林野庁－森林管理局－森林管理署－現場間で迅速に共有可能となる。令和３(2021)年度には、７～８月に発生した大雨等の際にアプリを活用し、被災した都道府県等への情報提供に要する時間を大幅に短縮することができた。

また、現在、これまでの運用により得られた知見をもとに、治山・林道施設の点検等にも活用可能な現地調査用のフォーマットを新たに整備するなど、より実用的となるようにアプリの機能改善を進めている。

アプリを活用したヘリコプター調査による
概況把握

調査結果の閲覧
（撮影画像、飛行ルート、撮影位置・方向）

度末における路線数は１万3,378路線、総延長は４万6,028kmとなっている。

### （イ）地球温暖化対策の推進

国有林野事業では、森林吸収源対策への貢献も踏まえ、令和２（2020）年度には、全国の国有林野で約10万haの間伐を実施した。

また、将来にわたる二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を図る必要があることから、主伐後の確実な再造林にも取り組み、令和２（2020）年度の人工造林面積は、全国の国有林野で約1.1万haとなっている。

### （ウ）生物多様性の保全

### （国有林野における生物多様性の保全に向けた取組）

国有林野における生物多様性の保全を図るため、国有林野事業では「保護林」や「緑の回廊」におけるモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理に取り組んでいる。また、地域の関係者等との協働・連携による森林生態系の保全・管理や自然再生、希少な野生生物の保護等の取組を進めている。

### （保護林の設定）

国有林野事業では、我が国の気候又は森林帯を代表する原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を「保護林」に設定し厳格に管理している（資料Ⅳ－３）。令和３（2021）年３月末現在の保護林の設定箇所数は661か所、設定面積は97.8万haとなっており、国有林野面積の13%を占めている。

### （緑の回廊の設定）

野生生物の生育・生息地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し、種の保全や遺伝的多様性を確保することを目的として、国有林野事業では、保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定している。令和３（2021）年３月末現在、国有林野内における緑の回廊の設定箇所数は24か所、設定面積は58.4万haであり、国有林野面積の８%を占めている。

**資料Ⅳ－３　「保護林」と「緑の回廊」の位置図**

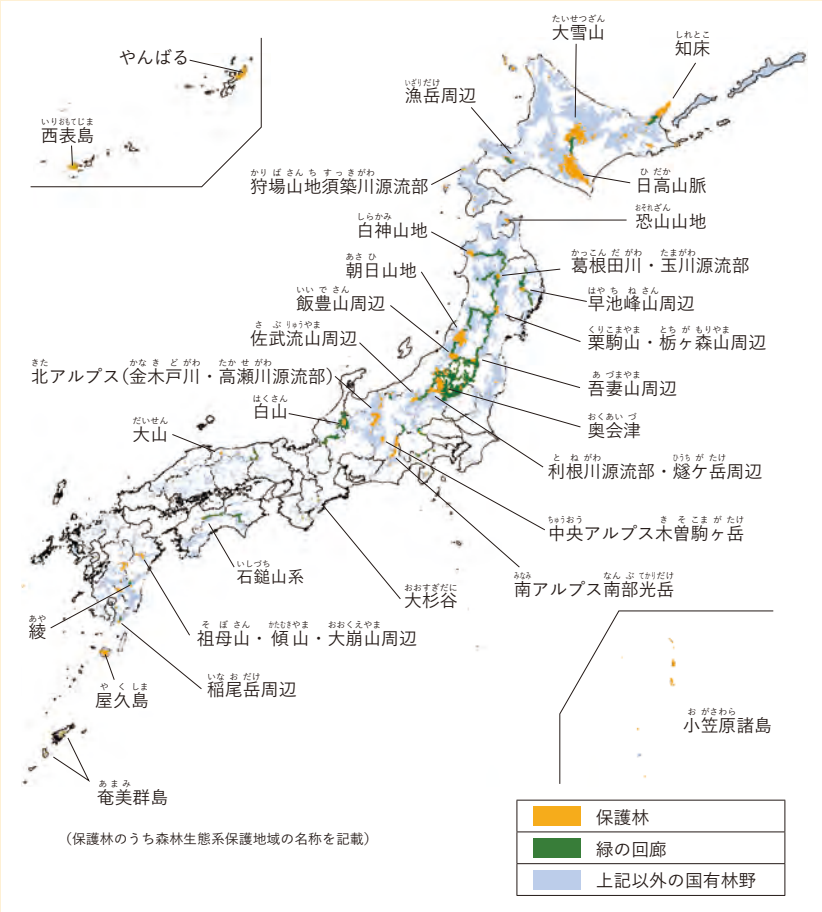


注：令和３（2021）年３月末現在。
資料：農林水産省「令和２年度　国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

### （世界遺産等における森林の保護・管理）

我が国の世界自然遺産*2は、その陸域の86％が国有林野であるため、国有林野事業では、遺産区域内の国有林野のほとんどを「森林生態系保護地域」（保護林の一種）に設定し、関係する機関とともに厳格な保護・管理に努めている。

例えば、令和３（2021）年７月に我が国５件目の世界自然遺産に登録された「奄美大島（あまみおおしま）、徳之島（とくのしま）、沖縄島北部（おきなわじまほくぶ）及び西表島（いりおもてじま）」についても、その登録区域の約７割を占める国有林野を森林生態系保護地域に設定し、関係する機関と連携して、イリオモテヤマネコ等の希少種保護のための巡視や、ギンネム等の外来植物の分布状況調査、駆除等に取り組んでいる。

### （希少な野生生物の保護等）

国有林野事業では、希少な野生生物の保護を図るため、野生生物の生育・生息状況の把握、生育・生息環境の維持、改善等に取り組んでいる。

また、地域の特性を活かした効果的な森林管理が可能となる地区においては、地域、ボランティア、NPO等と連携し、生物多様性についての現地調査、荒廃した植生回復等の森林生態系の保全等の取組を実施している。

さらに、国有林野内の優れた自然環境や希少な野生生物の保護等を行うため、環境省や都道府県の環境行政関係者との連絡調整や意見交換を行いながら、「自然再生事業実施計画*3」や「生態系維持回復事業計画*4」を策定し、連携した取組を進めている。

### （鳥獣被害対策等）

シカやクマ等の野生鳥獣による森林被害は依然として深刻であり、希少な高山植物など、他の生物や生態系への脅威ともなっている。このため、国有林野事業では、防護柵の設置等のほか、GPSや自動撮影カメラ等によるシカの生息・分布調査や被害調査、職員による捕獲、効果的な捕獲技術の実用化等の対策に取り組んでいる。また、地域の関係者等と協定を締結し、国有林野内で捕獲を行う地域の猟友会等にわなを貸し出して捕獲を行うなど、地域全体で取り組む対策を推進している（事例Ⅳ－３）。また、松くい虫等の病害虫の防除にも努めている。

## （エ）民有林との一体的な整備・保全

### （公益的機能維持増進協定の推進）

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、森林所有者等による間伐等の施業が十分に行われず、国土の保全等の国有林野の公益的機能の発揮に悪影響を及ぼす場合や、民有林野における外来樹種の繁茂が国有林野で実施する駆除に支障となる場合もみられる。このような民有林野の整備・保全については、森林管理局長が森林所有者等と「公益的機能維持増進協定」を締結して、国有林野事業により一体的に整備及び保全を行っており、令和３（2021）年３月末現在までに20か所（595ha）の協定が締結された。

＊2　現在、我が国の世界自然遺産は、「知床」（北海道）、「白神山地」（青森県及び秋田県）、「小笠原諸島」（東京都）、「屋久島」（鹿児島県）及び「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」（鹿児島県・沖縄県）の５地域となっている。

＊3　「自然再生推進法」（平成14年法律第148号）に基づき、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とし、地域の多様な主体が参加して、森林その他の自然環境を保全、再生若しくは創出し、又はその状態を維持管理することを目的とした自然再生事業の実施に関する計画。

＊4　「自然公園法」（昭和32年法律第161号）に基づき、国立公園又は国定公園における生態系の維持又は回復を図るために、国又は都道府県が策定する計画。

## （２）森林・林業の再生への貢献

### （低コスト化等の実践と技術の開発・普及）

現在、森林・林業の再生に向けた造林の低コスト化等が課題となっている。国有林野事業では、平均して約2,000本/haの植栽本数となっているほか、下刈り回数・方法の見直し、情報通信技術（ICT）等を活用した効率的な森林管理、効率的なシカ防護対策、早生樹の導入等の技術の試行を進め、現地検討会の開催等により民有林における普及と定着に努めている（事例Ⅳ－４）。

特にコンテナ苗の活用により、効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等を進めるとともに、伐採から造林までを一体的に行う「伐採と造林の一貫作業システム*5」の導入・普及に取り組んでいる。この結果、国有林野事業では、令和２（2020）年度には4,396haでコンテナ苗を植栽し（資料Ⅳ－４）、1,168haで伐採と造林の一貫作業を実施した。

また、ドローンを活用した、山地災害の被害状況及び事業予定のある森林の概況の調査等に取り組んでいる。

### （民有林と連携した施業）

国有林野事業では、民有林と連携することで事業の効率化や低コスト化等を図ることの

### 事例Ⅳ－３　国有林野職員による効率的・効果的な鳥獣被害対策の推進

近畿中国森林管理局では、くくりわなの応用として職員が考案した「小林式誘引捕獲わな」（以下「小林式くくりわな」という。）の使用によるシカの捕獲対策を推進している。従来は狩猟の熟練者が獣道を探してくくりわなを設置していたが、小林式くくりわなは、わなの周囲に誘引用の餌を置き、シカが採食時に出す前足がわなにかかるように工夫されており、初心者でも簡単に効率良く捕獲できることから、見回りや捕獲したシカの運搬に便利な林道近くに設置を行っている。同局では、平成28（2016）年度から普及を進め、初年度では捕獲数55頭（採用率注約１割）だったが、令和２（2020）年度には496頭（採用率約６割）に上昇した。

小林式くくりわなの全国的な普及を図るため、令和３（2021）年度には、関東、四国及び九州の各森林管理局において、地元の県や市町村職員の民有林関係者、地方農政局の農業関係者等も参加して技術交流会等を開催し、近畿中国森林管理局の職員が説明を行った。小林式くくりわなへの関心や期待は極めて高く、各地域における捕獲技術の向上が期待される。

注：全捕獲数のうち小林式くくりわなを採用した捕獲数の割合。

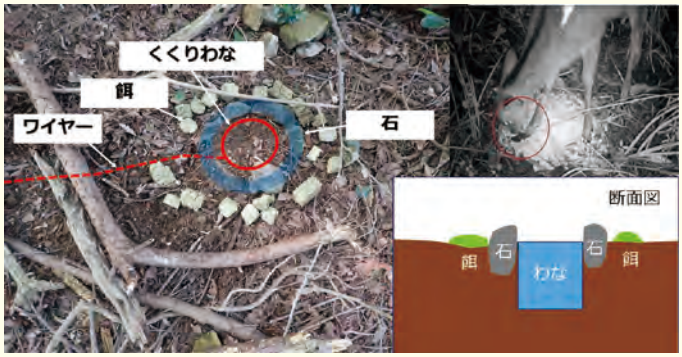

「小林式くくりわな」の仕組み

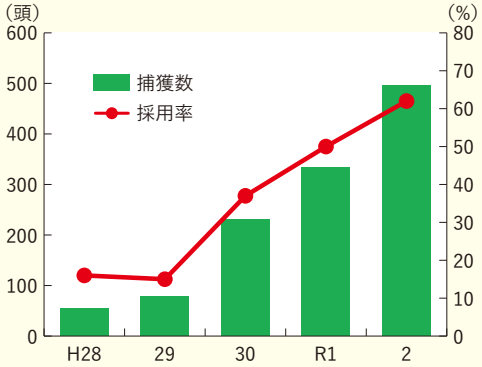

「小林式くくりわな」の実績

＊5　伐採と造林の一貫作業システムについては、第Ⅱ章第１節（４）114ページを参照。

できる地域においては、「森林共同施業団地」を設定し、民有林野と国有林野を接続する路網の整備や相互利用、連携した施業の実施、民有林材と国有林材の協調出荷等に取り組んでいる。

令和３(2021)年３月末現在、森林共同施業団地の設定箇所数は166か所、設定面積は約43万ha(うち国有林野は約23万ha)となっている(資料Ⅳ－５)。

**資料Ⅳ－４　国有林野におけるコンテナ苗の植栽面積の推移**

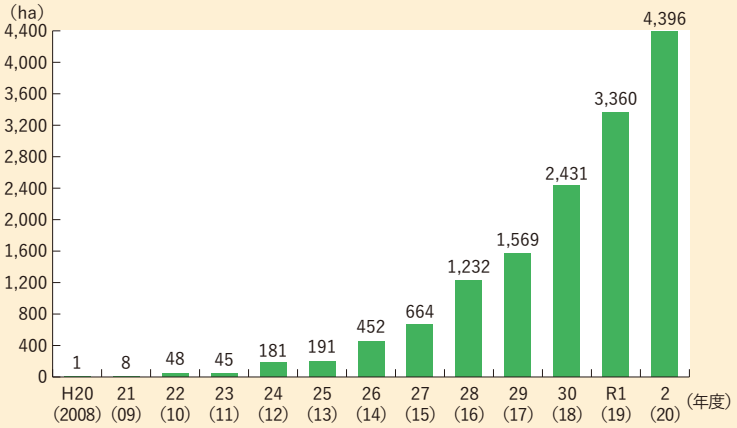


資料：林野庁業務課調べ。

### (森林・林業技術者等の育成)

近年、都道府県や市町村の林務担当職員の不在、職員の森林・林業に関する専門知識の不足等の課題がある中、国有林野事業では、専門的かつ高度な知識や技術と現場経験を有する「森林総合監理士

## 事例Ⅳ－４　低コスト造林技術の実証と民有林への普及

九州森林管理局では、平成29(2017)年度に熊本南部森林管理署管内の西浦(にしうら)国有林(熊本県人吉(ひとよし)市)に「低コストモデル実証団地」を設定し、令和３(2021)年度までの５年間を試験期間として、研究機関と連携し、下刈りの省略、低密度植栽等の実証試験に取り組んだ。

本団地では、①特定母樹由来の70～100cm程度のスギコンテナ苗を植栽することで、植栽後３年で植栽木の高さが雑草木よりも高くなり、翌年以降の下刈りを省略できる[注]可能性や、②１～２年生時の下刈りにおける雑草木を刈る高さを、通常よりも高い位置(地上部から50cm程度)とすることにより、シカ被害に加えて植栽木の誤伐を低減できる可能性等が示唆された。技術の実証のため、今後も経過観察等を継続する予定である。

また、１つの団地内で様々な取組が一覧できるため、令和３(2021)年12月末までに森林・林業の幅広い関係者を集めた現地検討会等を計70回実施し、延べ来訪者数は約1,400名にのぼっており、低コストで効率的な施業が普及・定着するよう取り組むこととしている。

注：通常、植栽後５年程度は下刈りが必要。

試験地全体の様子

植栽から３年後の様子

（フォレスター）*6」等を系統的に育成し、森林管理署と都道府県の森林総合監理士等との連携による「技術的援助等チーム」の設置等により、市町村行政に対し「市町村森林整備計画」の策定とその達成に向けた支援等を行っている。

**（森林経営管理制度への貢献）**

国有林野事業では、森林経営管理制度*7により、市町村が集積・集約した森林の経営管理を担う林業経営者に対し、国有林野事業の受注機会の拡大に配慮するほか、市町村林務行政に対する技術的支援や公的管理の手法の普及、地域の方々の森林・林業に対する理解の促進への寄与等に取り組むこととしている。また、国有林野事業で把握している林業経営者の情報を市町村に提供している。これらの取組を通じて地域の林業経営者の育成を支援することとしている。

**（樹木採取権制度の推進）**

「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律*8」が令和２(2020)年４月から施行され、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るために、国有林野の一定区域を樹木採取区として指定し、当該区域で一定期間、安定的に樹木を採取できる「樹木採取権制度」が創設された。樹木の採取に当たっては、国有林の伐採ルールに則り国が樹木採取区ごとに定める基準や国有林野の地域管理経営計画*9に適合しなければならないこととしており、公益的機能の確保に支障を来さない仕組みとしている。

令和３(2021)年度は、区域面積200～300ha程度（皆伐相当）、権利存続期間10年程度の規模の樹木採取区で公募を行い、６か所（令和４(2022)年３月現在）で樹木採取権が設定された。樹木採取権の設定を受けることにより、長期的な事業の見通しが立ち、計画的な雇用や林業機械の導入が促進され、経営基盤の強化につながることが期待される。

**（林産物の安定供給）**

国有林野事業から供給される木材は、国産材供給量の１割強を占めており、令和２(2020)年度の木材供給量は、立木によるものが120万㎥（丸太換算）、素材*10によるものが269万㎥となっている。

国有林野事業からの木材の供給に当たっては、集成材・合板工場や製材工場等と協定を締結し、林業事業体の計画的な実行体制の構築に資するため、国有林材の安定供給システムによる販売を進めて

**資料Ⅳ－５　森林共同施業団地の設定状況**

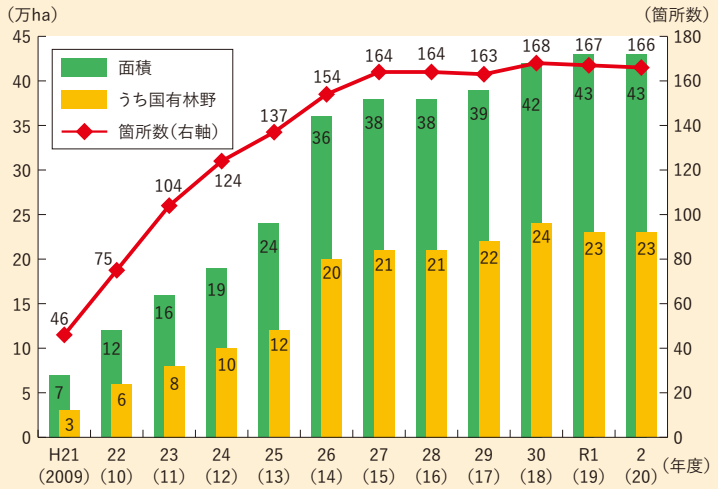


注：各年度末の数字であり、事業が終了したものは含まない。令和元(2019)年度に７か所で事業が終了し、令和２(2020)年度に新たに６か所で森林共同施業団地を設定（0.7万haうち国有林0.5万ha）して事業を開始。

資料：農林水産省「令和２年度　国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

*6　森林総合監理士については、第Ⅰ章第１節(３)60-61ページを参照。
*7　森林経営管理制度については、第Ⅰ章第２節(２)65-67ページを参照。
*8　「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第31号）
*9　国有林野の管理経営に関する法律第６条
*10　製材・合板等の原材料となる丸太。

おり、令和２(2020)年度には素材の販売量全体の61％に当たる164万㎥となった(資料Ⅳ－６)。

さらに、国有林野事業については、全国的なネットワークを持ち、国産材供給量の１割強を供給し得るという特性を活かし、地域の木材需要が急激に変動した場合に、地域の需要に応える供給調整機能を発揮することが重要となっている。このため、平成25(2013)年度から、林野庁及び全国７つの森林管理局において、学識経験者のほか川上、川中及び川下関係者等から成る「国有林材供給調整検討委員会」を開催することにより、地域の木材需給に応じた国有林材の供給に取り組んでいる。令和３(2021)年度は、木材不足・価格高騰(いわゆるウッドショック)＊11の影響により、国産材の需要が増加したことから、各森林管理局では、需給動向を踏まえつつ立木販売物件の前倒し販売等の対策を実施した。このほか、ヒバや木曽ヒノキなど民有林からの供給が期待しにくい樹種や広葉樹の材を供給している。

## (３)「国民の森林(もり)」としての管理経営等

### (ア)「国民の森林(もり)」としての管理経営

#### (国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信)

国有林野事業では、国有林野を「国民の森林(もり)」として位置付け、国民に対する情報の公開、フィールドの提供、森林・林業に関する普及啓発等により、国民に開かれた管理経営に努めている。

また、国有林野が、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもあることを踏まえ、地域振興へ寄与する国有林野の活用等にも取り組んでいる。

さらに、国民の意見を聴取するため、一般公募により「国有林モニター」を選定し、「国有林モニター会議」や現地見学会、アンケート調査等を行っている。国有林モニターには、令和３(2021)年４月現在、全国で375名が登録している。

このほか、ホームページの内容の充実に努めるとともに、森林管理局の新たな取組や年間の業務予定等を公表するなど、国民への情報発信に積極的に取り組んでいる。

**資料Ⅳ－６　国有林野からの素材販売量の推移**

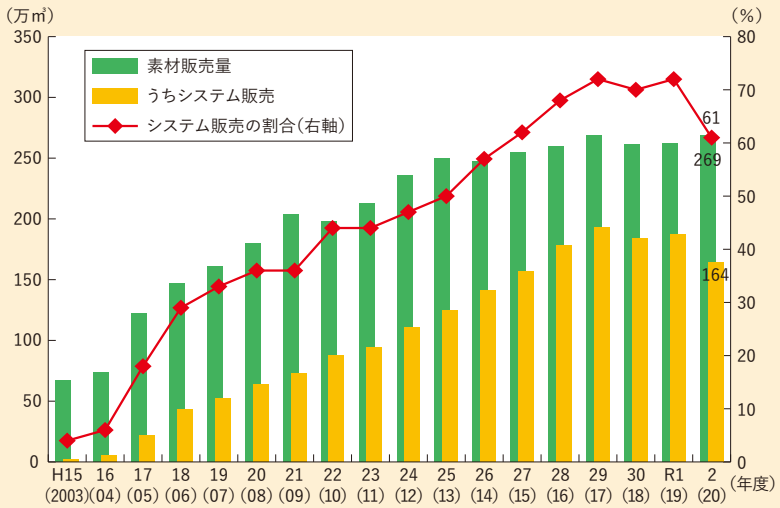


注１：各年度末の値。
　２：「システム販売」は「国有林材の安定供給システムによる販売」のこと。
資料：平成25(2013)年度までは、林野庁業務課調べ。平成26(2014)年度以降は、農林水産省「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」。

#### (森林環境教育の推進)

国有林野事業では、森林環境教育の場としての国有林野の利用を進めるため、森林環境教育のプログラムの整備、

＊11　令和３(2021)年の木材価格の動向については、特集１第１節13-14ページを参照。

フィールドの提供等に取り組んでいる。

この一環として、学校等と森林管理署等が協定を結び、国有林野の豊かな森林環境を子供たちに提供する「遊々の森」を設定している。令和２（2020）年度末現在、151か所で協定が締結され、森林教室や自然観察、体験林業等の様々な活動が行われている。

**（地域やNPO等との連携）**

国有林野事業では、国民参加の森林づくりの推進のため、NPO等とも連携を進めており、自ら森林づくりを行うことを希望するNPO等と協定を締結して森林づくりのフィールドを提供する「ふれあいの森」は、令和２（2020）年度末現在、全国で127か所が設定されている。

また、企業の社会的責任（CSR*12）活動等を目的とした森林づくり活動へのフィールドを提供する「社会貢献の森」、森林保全を目的とした森林パトロール、美化活動等のフィールドを提供する「多様な活動の森」を設定しており、令和２（2020）年度末現在、全国でそれぞれ176か所、78か所ある。さらに、分収林制度を活用し、企業等が契約者となって社会貢献、社員教育及び顧客との触れ合いの場として森林づくりを行う「法人の森林」も設定している。令和２（2020）年度末現在、「法人の森林」の設定箇所数は471か所、設定面積は約2,300haとなっている。

このほか、歴史的に重要な木造建造物や各地の祭礼行事、伝統工芸等の次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、「木の文化を支える森」を設定しており、令和２（2020）年度末現在、全国で合計24か所ある。

**（イ）地域振興への寄与**

**（国有林野の貸付け・売払い）**

国有林野事業では、農林業を始めとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に貢献するため、地方公共団体や地元住民等に対して、国有林野の貸付けを行っている。令和２（2020）年度末現在の貸付面積は約7.1万haで、道路、電気・通信、ダム等の公用、公共用又は公益事業用の施設用地が49%、農地や採草放牧地が14%を占めている。

このうち、公益事業用の施設用地については、「FIT制度*13」に基づき経済産業省から発電事業の認定を受けた事業者も貸付対象としており、令和２（2020）年度末現在で約324haの貸付けを行っている。

このほか、令和２（2020）年度には、ダム用地や道路用地等として、計246haの国有林野の売払い等を行った。

**（公衆の保健のための活用）**

国有林野事業では、優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察、野外スポーツ等に適した国有林野について、令和３（2021）年４月現在、全国で593か所、約27万haを「自然休養林」、「自然観察教育林」等の「レクリエーションの森」に設定している（資料Ⅳ－７）。令和２（2020）年度には、「レクリエーションの森」において、延べ約1.1億人の利用があった。

「レクリエーションの森」では、地元の地方公共団体を核とする「「レクリエーションの森」管理運営協議会」を始めとした地域の関係者と森林管理署等が連携しながら、利用者のニーズに即した管理運営を行っている。一部の地域では、利用者からの協力金による収入のほか、「サポーター制度」に基づく企業等からの資金も活用している。令和２（2020）

＊12　「Corporate Social Responsibility」の略。
＊13　FIT制度については、第Ⅲ章第２節（２）143-144ページを参照。

年度末現在、全国12か所の「レクリエーションの森」において、延べ19の企業等がサポーターとなっている。

### （観光資源としての活用の推進）

「レクリエーションの森」のうち、特に観光資源としての潜在的魅力がある93か所を「日本美しの森 お薦め国有林」として選定しており＊14（資料Ⅳ－８）、外国人観光客も含めた利用者の増加を目的に、標識類等の多言語化、歩道等の施設整備やウェブサイト等による情報発信の強化に取り組んでいる。令和４(2022)年３月には全国２か所の「日本美しの森 お薦め国有林」について、魅力を伝える動画を農林水産省公式YouTubeチャンネル及びホームページ等で公開したほか、人気TVアニメーションとコラボレーションしたガイドブックを作成し、幅広い層への情報発信に取り組んだ（事例Ⅳ－５）。さらに、環境省との連携を強化し、優れた自然の保護と利用の両立を図りながら、「レクリエーションの森」と国立公園が重複している箇所における更なる利便性や安全性の向上に取り組むこととしている。

**資料Ⅳ－７　「レクリエーションの森」の設定状況**

| レクリエーションの森の種類 | 箇所数 | 面積（千ha） | 利用者数（百万人） | 代表的なレクリエーションの森（都道府県） |
|---|---|---|---|---|
| 自然休養林 | 81 | 95 | 12 | 高尾山（東京）、赤沢（長野）、剣山（徳島）、屋久島（鹿児島） |
| 自然観察教育林 | 88 | 22 | 6 | 白神山地・暗門の滝（青森）、ブナ平（福島）、金華山（岐阜） |
| 風景林 | 153 | 84 | 60 | えりも（北海道）、芦ノ湖（神奈川）、嵐山（京都） |
| 森林スポーツ林 | 27 | 3 | 3 | 御池（福島）、滝越（長野）、扇ノ仙（鳥取） |
| 野外スポーツ地域 | 167 | 49 | 18 | 天狗山（北海道）、裏磐梯デコ平（福島）、向坂山（宮崎） |
| 風致探勝林 | 77 | 13 | 7 | 温身平（山形）、駒ヶ岳（長野）、虹ノ松原（佐賀） |
| 合　　計 | 593 | 267 | 106 | |

注１：箇所数及び面積は、令和３(2021)年４月１日現在の数値であり、利用者数は令和２(2020)年度の参考値である。
　２：計の不一致は四捨五入による。
資料：農林水産省「令和２年度　国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

**資料Ⅳ－８　「日本美しの森 お薦め国有林」の例**

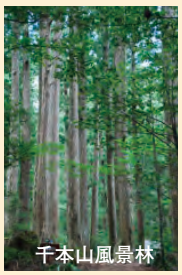


| 森林管理局 | 箇所数 | 代表例 |
|---|---|---|
| 北海道 | 20 | ポロト、然別、えりも、ニセコ・神仙沼 |
| 東北 | 11 | 白神山地・暗門の滝、焼走り、温身平 |
| 関東 | 15 | 奥久慈、野反、高尾山 |
| 中部 | 10 | 戸隠・大峰、駒ケ岳、赤沢、御岳 |
| 近畿中国 | 20 | 安宅林、近江湖南アルプス、嵐山、高取山 |
| 四国 | 5 | 剣山、工石山、千本山 |
| 九州 | 12 | くまもと、宮崎、猪八重の滝、屋久島 |

注：各森林管理局の管轄区域における箇所数である。
資料：林野庁経営企画課作成。

＊14　「日本美しの森 お薦め国有林」の選定については、「平成29年度森林及び林業の動向」トピックス４（８-９ページ）を参照。

## 事例Ⅳ－5 「日本美しの森 お薦め国有林」の魅力を様々な方法で紹介

林野庁では、レクリーションの森のうち、特に観光利用が期待される「日本美しの森 お薦め国有林」を対象に、訪日外国人観光客を含む利用者の増加に向け、見どころ紹介などの取組を進めており、令和元(2019)年度から、ドローンによる空撮映像や周辺の観光スポットを含めたPRビデオを作成し、林野庁ホームページや大手検索サイトにおけるバナー広告、SNSなど様々な媒体を用いて幅広く紹介している。

森林への招待状
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/

また、森林に興味を持つ方の裾野を広げるため、令和３(2021)年には、人気TVアニメーション『ゆるキャン△』シリーズ(製作委員会代表幹事：フリュー株式会社)とのコラボレーションによりお薦め国有林の魅力を伝えるガイドブックを作成し、アニメ制作会社のSNSによる発信、アウトドアショップ等での配布などにも取り組んだ。

引き続き、林野庁では、「日本美しの森 お薦め国有林」の魅力発信に取り組むこととしている。

「日本美しの森 お薦め国有林」ドローン空撮動画

ガイドブック「いちおしの森＆キャンプBOOK」
(著作権表記：©あfろ・芳文社／野外活動委員会)

長野県栄村中条川

第Ⅴ章

# 東日本大震災からの復興

平成23(2011)年3月11日に発生した「東日本大震災」では、地震や津波により、森林・林業・木材産業にも大きな被害が発生した。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、広い範囲の森林が放射性物質に汚染された。農林水産省では、「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」等に基づき、震災からの復旧及び復興に向けた取組を進めている。

本章では、森林・林業・木材産業等の被害と復旧状況を記述するとともに、海岸防災林の復旧・再生、木材の活用等、これまでの復興に向けた森林・林業・木材産業の取組について記述する。また、原子力災害からの復興に向けたこれまでの取組として、森林の放射性物質対策、安全な特用林産物の供給、損害の賠償等について記述する。

# 1．復興に向けた森林・林業・木材産業の取組

## （1）東日本大震災からの復興に向けて

平成23（2011）年３月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」では、広い範囲で強い揺れが観測されるとともに、東北地方の太平洋沿岸地域では大規模な津波被害が発生した。被害は未曾有（みぞう）の規模となり、東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害を含めて、「東日本大震災」と呼称することとされた[*1]。

政府は、令和２（2020）年度までの10年間を復興期間とし、国の総力を挙げて復旧・復興に取り組むとともに、令和３（2021）年３月には、続く令和３（2021）年度から令和７（2025）年度までの５年間を「第２期復興・創生期間」として、「「第２期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定した。

## （2）森林等の被害と復旧・復興

### （ア）山地災害等と復旧状況

東日本大震災により、青森県から高知県までの15県において、山腹崩壊や地すべり等の林地荒廃（458か所）、津波による防潮堤[*2]の被災等の治山施設の被害（275か所）、法面（のり）・路肩の崩壊等の林道施設等の被害（2,632か所）、火災による焼損等の森林被害（1,065ha）等が発生した（資料Ⅴ－１）。

治山施設や林道施設等の被害箇所については、国が採択した山林施設災害復旧等事業591か所について、国、県、市町村が復旧工事を進め、令和３（2021）年度までに事業が完了した。

### （イ）海岸防災林の復旧・再生（復旧に向けた方針）

津波による浸水被害を受けた海岸林[*3]のうち、海岸防災林については、現地調査の結果、253か所が被害を受け、被害面積は約1,718haとなっている[*4]。

その復旧･再生に当たっては、「今後における海岸防災林の再生について[*5]」の方針を踏まえ

**資料Ⅴ－１　東日本大震災による林野関係の被害**

| 被害の内容 | 被害箇所数 |
|---|---|
| 林地荒廃 | 458か所 |
| 治山施設 | 275か所 |
| 林道施設等 | 2,632か所 |
| 森林被害 | 1,065ha |
| 木材加工流通施設 | 115か所 |
| 特用林産施設等 | 476か所 |
| 合　　計 | （1,065ha）<br>3,956か所 |

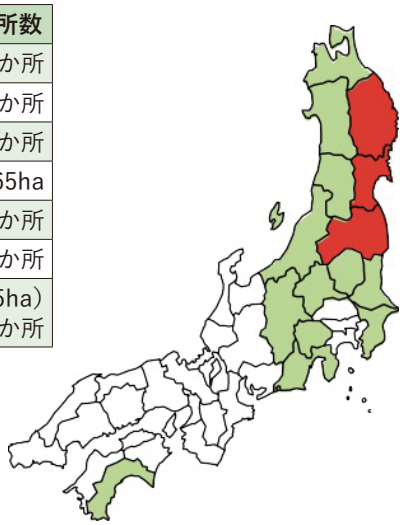

注１：着色部は震災による林野関係の被害が確認された県（15県）。
　　■は特に被害が甚大であった３県。
　２：被害箇所数は平成23（2011）年に報告された数値。
資料：林野庁調べ（平成23（2011）年時点）。

＊1　平成23（2011）年４月１日閣議了解。東日本大震災による人的被害は、令和４（2022）年３月10日時点で死者15,900人、行方不明者2,523人に上り、大正12（1923）年に発生した「関東大震災」の死者・行方不明者10.5万人に次ぐ。
＊2　高潮や津波等により海水が陸上に浸入することを防止する目的で陸岸に設置される堤防。治山事業では、海岸防災林の保護のため、治山施設として防潮堤等を整備している。
＊3　海岸林とは海岸防災林を含む海岸部に存在する森林。
＊4　林野庁調べ。
＊5　「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」（座長：太田猛彦（東京大学名誉教授））平成24（2012）年２月とりまとめ

つつ、被災状況や地域の実情に応じて取り組むこととし、令和３(2021)年度末時点で、要復旧延長約164km[*6]のうち、約153kmにおいて植栽等の復旧事業[*7]が完了した。これについては、津波に対する被害軽減、飛砂・風害の防備、潮害の防備等の機能を発揮させるために、引き続き、健全な生育を促す保育作業を継続的に実施する必要がある。福島県における植栽未完了部分については、関係機関と調整しつつ、早期完了に向けて計画的に事業を継続する[*8]。

**（植栽等の実施における民間団体等との連携）**

海岸防災林の復旧・再生については、地域住民、NPO、企業等の参加や協力を得ながら、植栽や保育が進められてきた（事例Ⅴ－１）。

国有林では、海岸防災林の復旧事業地のうち、生育基盤の造成が完了した箇所の一部において、森林管理署との協定締結による国民参加の森林（もり）づくり制度を活用し、延べ98の民

国有林野事業における
東日本大震災に関する情報
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/higashinihon.html

## 事例Ⅴ－１　海岸防災林の保育管理や活用に向けた取組

宮城県では東日本大震災の津波により被災した海岸防災林の復旧に向け、平成25(2013)年度に民間団体、企業が県、市町と協定を締結し、自ら植栽や保育を行う「みやぎ海岸林再生みんなの森林（もり）づくり活動」を開始した。しかし、震災から10年という時間が経過し、海岸防災林の重要性を引き続き幅広い世代に知ってもらう取組が必要となっている。

このため、令和３(2021)年に協定団体等と県、市町で構成する「みやぎ海岸防災林・森林（もり）づくり協議会」を設立するとともに、海岸防災林が人々に親しまれ、将来にわたって適切に維持管理されるよう、「みやぎグリーンコーストプロジェクト」を開始した。同プロジェクトでは、地元アーティストによる若い世代への普及PRや、観光施設等との連携を図る地域づくり研修会、保育作業体験を含むバスツアーを行い、被災地域のにぎわいを取り戻しながら、海岸防災林の保育管理や活用に向けた取組を推進することとしている。

作成した動画(YouTubeチャンネルで配信中)
(写真提供：宮城県)

バスツアー開催状況
(写真提供：宮城県)

＊6　復興庁「復興の現状」(令和３(2021)年11月18日)
＊7　地盤高が低く地下水位が高い箇所では盛土を行うなど、生育基盤を造成した上で植栽を実施。
＊8　復興庁「復興施策に関する事業計画及び工程表(福島12市町村を除く。)(令和２年４月版)」(令和２(2020)年８月７日)、復興庁「福島12市町村における公共インフラ復旧の工程表」(令和３(2021)年９月10日)

間団体が平成24（2012）年度から令和元（2019）年度末までに、宮城県仙台市内、名取市内、東松島市内及び福島県相馬市内の国有林約33haにおいて植栽を行っており、植栽後も協定に基づき、下刈りなどの保育に取り組んでいる。

## （３）林業・木材産業の被害と復旧状況

### （林業・木材産業の被害）

東日本大震災により、林地や林道施設等へ被害が生じた。また、木材加工流通施設115か所や特用林産施設等476か所が被災した（資料Ⅴ－１）。大規模な合板工場や製紙工場も被災したことから、これら工場に供給されていた合板用材や木材チップの流通が停滞するなど、林業への間接の被害もあった。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の影響により、東日本地域ではしいたけ原木調達が困難になり、しいたけの生産体制に大きな被害を受けた[＊9]。

### （林業の復旧）

平成23（2011）年中に、被災工場が順次操業を再開したことに伴い、用材等の流通も回復した。各関係者の復興に向けた取組により、素材[＊10]生産については、平成25（2013）年までにおおむね震災前の水準にまで回復している（資料Ⅴ－２）。

### （木材産業の復旧）

林野庁では、復興に取り組む木材産業事業者等に対し、被災した木材加工流通施設の廃棄、復旧及び整備、港湾等に流出した木材の回収等への支援や、特用林産施設の復旧や再建等の支援を行った。

被害を受けた木材加工流通施設のうち復旧する方針となったものについては、平成26（2014）年３月末までに復旧が完了し、全体で98か所が操業を再開した。木材製品の生産についても、おおむね震災前の水準にまで回復している。

**資料Ⅴ－２　岩手県、宮城県、福島県における素材生産量及び製材品出荷量の推移**

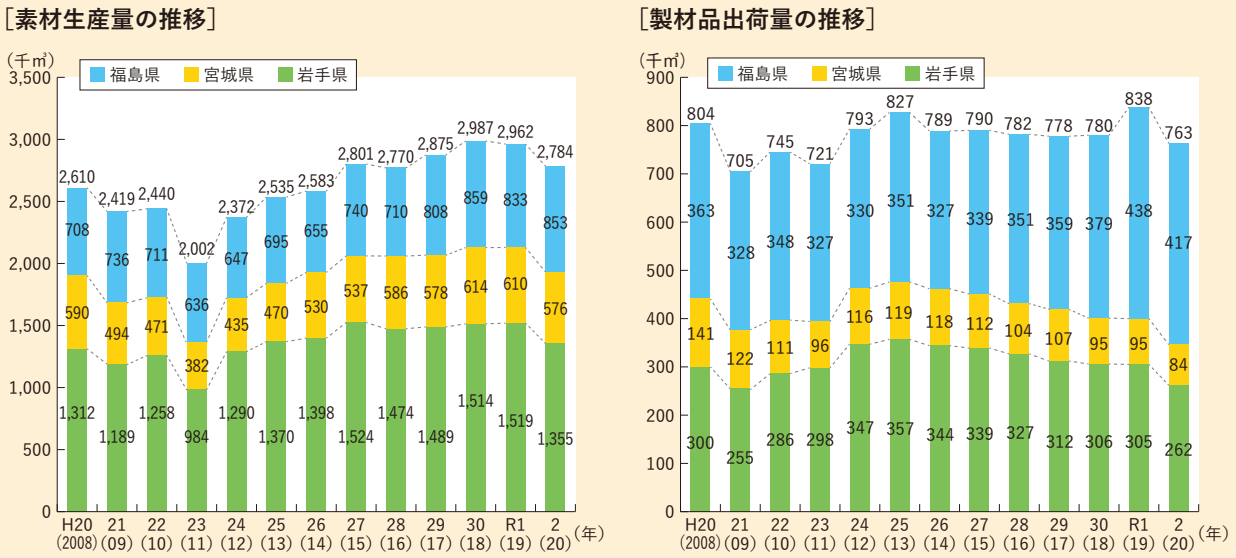


注：平成29（2017）年値から素材生産量にLVL用の単板製造用素材を含む。
資料：農林水産省「木材需給報告書」

＊9　特用林産物については、第２節（２）180-183ページを参照。
＊10　製材・合板等の原材料となる丸太（原木）。

## （４）復興への木材の活用と森林・林業・木材産業の貢献

### （ア）まちの復旧・復興に向けた木材の活用

#### （応急仮設住宅における木材の活用）

東日本大震災以前、応急仮設住宅のほとんどは、軽量鉄骨のプレハブ造により供給されていたが、東日本大震災においては木造化の取組が進んだ。被災地の各県では、約5.4万戸の応急仮設住宅が建設されたが、被災３県では、この４分の１以上に当たる約1.5万戸が木造で建設された[＊11]。

東日本大震災における木造の応急仮設住宅の供給実績と評価を踏まえて、平成23(2011)年９月に、一般社団法人全国木造建設事業協会が設立された。同協会では、大規模災害後、木造の応急仮設住宅を速やかに供給する体制を構築するため、各都道府県等との災害協定の締結を進め、令和３(2021)年４月までに、38都道府県と10都市の地方公共団体と災害協定を締結している。

#### （災害公営住宅における木材の貢献）

「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23(2011)年７月閣議決定、同年８月改定）では、津波の危険性がない地域では、災害公営住宅[＊12]等の木造での整備を促進するとされており、令和２(2020)年12月末時点で、住まいの復興行程表で計画されていた災害公営住宅のうち原発避難者向けの調整中のもの及び帰還者向けを除く約２万9,700戸の工事が完了し、約25％が木造で建設された[＊13]。

#### （公共施設等での木材の活用）

被災地では、新しいまちづくりに当たり、公共建築物等にも木材が活用されてきた。また、地域材を積極的に活用する取組も行われ、被災地域の復興のシンボル的な役割を担ってきた。

例えば、福島県富岡町（とみおかまち）では、令和３(2021)年に、屋内で子供達が運動でき、子育て世代や地域の人々が交流できる場として富岡町地域交流館「富岡わんぱくパーク」を建設した。大断面集成材を使用し、すべり台等の様々な遊び体験ができる幅約９ｍ、長さ約27ｍの大空間を実現しており、手の届くところには無垢材を使用し、木のぬくもりを感じることができる施設となっている（資料Ⅴ－３）。

**資料Ⅴ－３　富岡町地域交流館「富岡わんぱくパーク」**

### （イ）エネルギー安定供給に向けた木質バイオマスの活用

平成24(2012)年７月に閣議決定された「福島復興再生基本方針」では、目標の一つとして、再生可能エネルギー産業等の創出による地域経済の再生が位置付けられたこと等を受け、各県で木質バイオマス関連施設が稼

＊11　国土交通省調べ（平成25(2013)年５月16日時点）。
＊12　災害により住宅を滅失した者に対し、地方公共団体が整備する公営住宅。
＊13　国土交通省調べ。

動している[＊14]。岩手県、宮城県、福島県においては、令和３(2021)年９月時点で、主に間伐材等由来の木質バイオマスを使用する発電所21件がFIT[＊15]認定され、そのうち13件が稼働している。また、木質バイオマスの熱利用については、宮城県気仙沼(けせんぬま)市や岩手県久慈(くじ)市で熱供給事業が行われている。

＊14　木質バイオマスのエネルギー利用については、第Ⅲ章第２節(２)141-146ページを参照。
＊15　FITについては第Ⅲ章第２節(２)143-144ページを参照。

## 2．原子力災害からの復興

### （1）森林の放射性物質対策

#### （ア）森林内の放射性物質に関する調査・研究

**（森林においても空間線量率は減少）**

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、環境中に大量の放射性物質が放出され、福島県を中心に広い範囲の森林が汚染された。福島県は、平成23（2011）年から、帰還困難区域を除く県内各地の森林において、空間線量率等のモニタリング調査を実施している。令和３（2021）年3月の空間線量率の平均値は0.18μSv/hとなっており、森林内の空間線量率は年々低下している。森林内の空間線量率は、放射性物質の物理減衰とほぼ同様に低下している（資料Ⅴ－４）。

**（森林内の放射性物質の分布状況の推移）**

森林･林業施策の対応に必要な基礎的知見として、林野庁は、福島県内の森林において、放射性セシウムの濃度と蓄積量の推移を調査している。

森林内では、事故後最初の１年である平成23（2011）年から平成24（2012）年にかけて、葉、枝、落葉層の放射性セシウムの分布割合が大幅に低下し、土壌の分布割合が大きく上昇した。これは、樹木の枝葉等に付着した放射性セシウムが、落葉したり雨で洗い流されたりして地面の落葉層に移動し、更に落葉層が分解され土壌に移行し吸着したためと考えられる。令和３（2021）年時点で、森林内の放射性セシウムの90％以上が土壌に分布し、その大部分は土壌の表層０～５cmに存在している。

また、木材中の放射性セシウム濃度は大きく変動していないことから、事故直後に樹木に取り込まれた放射性セシウムの多くは内部にとどまっていると推察される。一方、毎年開葉するコナラの葉に放射性セシウムが含まれていることや、スギやコナラの辺材や心材で濃度変化がみられることから、一部は樹木内を転流していると考えられる。さらに、事故後に植栽した苗木にも放射性セシウムが認められることなどから、根からの吸収が与える影響も調査していく必要がある。

なお、森林全体での放射性セシウム蓄積量の変化が少なく、かつ大部分が土壌表層付近にとどまっていることなどから、森林外への流出は少ないと考察されている[*16]。

**資料Ⅴ－４　福島県の森林内の空間線量率の推移**

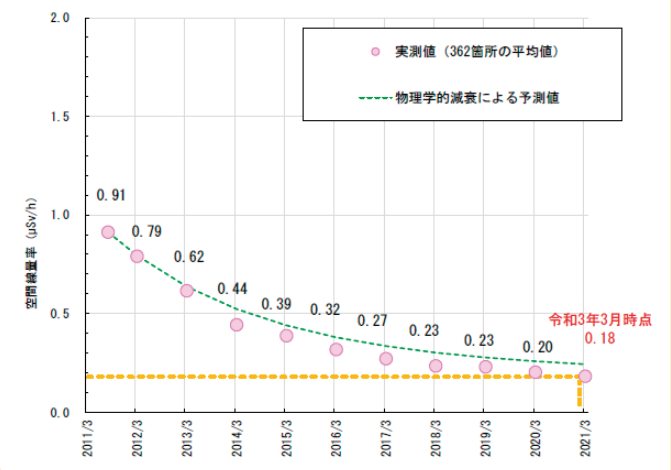


注：放射性セシウムの物理減衰曲線とモニタリング実測値（福島県の森林内362か所の平均値）の関係。
資料：福島県「森林における放射性物質の状況と今後の予測について」（令和２(2020)年度）

**（森林整備等に伴う放射性物質の移動）**

林野庁は、平成24（2012）年から平成29（2017）年にかけて福島県内の森林に設定した試験地において落

＊16　林野庁ホームページ「令和2年度 森林内の放射性物質の分布状況調査結果について」

葉等除去や伐採等の作業を実施した後の放射性セシウムの移動状況調査を行った。その結果[*17]から、間伐の際に林床を大きく攪乱しなければ、土砂の移動は少なくなり、放射性セシウムの移動は抑えられると推察される[*18]。また、森林の生育過程において、間伐によって、森林内に光を取り込み下層植生の繁茂を促すことで土壌の移動を抑制させ、放射性セシウムの移動を抑制する効果が期待される。

**（ぼう芽更新木等に含まれる放射性物質）**

放射性物質の影響によりきのこ生産に用いる原木の生産が停止した地域において、将来的にしいたけ等原木の生産を再開する上で必要な知見を蓄積するため、林野庁は、平成25(2013)年度から、東京電力福島第一原子力発電所の事故後に伐採した樹木の根株から発生したぼう芽更新木[*19]について調査している。同一の根株から発生したぼう芽枝に含まれる放射性セシウム濃度を測定した結果、直径の大きいものの方がやや低いという傾向がみられた。また、コナラとクヌギの樹種による比較では、クヌギの方が低いという傾向がみられた[*20]。

これらの取組に加えて、林野庁では、福島県及び周辺県のしいたけ等原木林の再生に向け、伐採及び伐採後のぼう芽更新木の放射性セシウム濃度の調査等について支援を行っている。

**（情報発信とコミュニケーション）**

これまでの国、福島県等の取組により、森林における放射性物質の分布、森林から生活圏への放射性物質の流出等に係る知見等が蓄積されており、林野庁は、これらの情報の提供とともに、専門家の派遣も含めてコミュニケーションを行うため、工夫を凝らしたシンポジウムや出前講座の開催、パンフレットの作成・配布等の普及啓発活動を実施している。

### （イ）林業の再生及び安全な木材製品の供給に向けた取組

**（福島県における素材生産量の回復）**

福島県全体の素材生産量は、震災が発生した平成23(2011)年には大きく減少したが、森林内の空間線量率が減少したことや、放射性物質対策に関する知見の蓄積や制度の整備に伴い、帰還困難区域やその周辺の一部の地域を除き、おおむね素材生産は可能となり、平成27(2015)年には震災前の水準まで回復している。

**（林業再生対策の取組）**

放射性物質の影響による森林整備の停滞が懸念される中、森林の多面的機能の維持・増進のために必要な森林整備を実施し、林業の再生を図るため、間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を推進する実証事業が平成25(2013)年度から継続して実施されている。令和２(2020)年度までに、汚染状況重点調査地域等に指定されている福島県内44市町村(既に解除された市町村を含む。)の森林において、県や市町村等の公的主体による間伐等の森林整備が行われるとともに、急傾斜地等における表土の一時的な移動を抑制

＊17　林野庁「平成28年度森林における放射性物質拡散防止等技術検証・開発事業報告書」(平成29(2017)年３月)

＊18　伐採した樹木の搬出や落葉等の除去により放射性物質を森林外へ持ち出すことは、持ち出される放射性セシウムの割合に応じて森林内の空間線量率の低減に影響を与えることが分かっている。しかし、令和３(2021)年時点では、森林内の放射性セシウムの多くは土壌に分布しており、樹木に含まれる放射性物質の割合は僅かであることから、伐採した樹木の搬出による森林内の空間線量率の低減効果は限定的である。

＊19　伐採した樹木の根株から発生したぼう芽が成長した木。

＊20　林野庁「平成28年度森林における放射性物質拡散防止等技術検証・開発事業報告書」(平成29(2017)年３月)

する筋工[*21]等が設置されている。令和３（2021）年３月末までの実績は、間伐等10,468ha、森林作業道作設1,289kmとなっている。

**（里山の再生に向けた取組）**

平成28（2016）年３月に復興庁、農林水産省及び環境省によって取りまとめられた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づく取組の一つとして、平成28（2016）年度から令和元（2019）年度にかけて、「里山再生モデル事業」を実施した。平成30（2018）年３月末までに14か所のモデル地区を選定し、林野庁による森林整備、環境省による除染、内閣府による線量マップの作成等、関係省庁が県や市町村と連携しながら、里山の再生に取り組んだ[*22]。

令和２（2020）年度からは、対象地域を48市町村に拡大し、「里山再生事業」として森林整備等を行っている。

**（林内作業者の安全・安心対策の取組）**

避難指示解除区域において、生活基盤の復旧や製造業等の事業活動が行われ、営林についても再開できることを踏まえ、林内作業者の放射線安全・安心対策の取組が進められている。

林野庁では、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則[*23]」に基づき、森林内の個別の作業における判断に資するため、「森林内等の作業における放射線障害防止対策に関する留意事項等について（Q&A）」を作成し、森林内作業を行う際の作業手順や留意事項を解説している。

また、平成26（2014）年度からは、避難指示解除区域等を対象に、試行的な間伐等を実施し、平成28（2016）年度には、これまで得られた知見を基に、林内作業者向けに分かりやすい放射線安全・安心対策のガイドブックを作成し、森林組合等の林業関係者に配布し普及を行っている。

**（木材製品や作業環境等の安全証明対策の取組）**

林野庁では、消費者に安全な木材製品が供給されるよう、福島県内において民間団体が行う木材製品や木材加工施設の作業環境における放射性物質の測定及び分析に対して、継続的に支援している。これまでの調査で最も高い放射性セシウム濃度を検出した木材製品を使って、木材で囲まれた居室を想定した場合の外部被ばく量を試算[*24]すると、年間0.049mSvと推定され、国際放射線防護委員会（ICRP[*25]）2007年勧告にある一般公衆における参考レベル下限値の実効線量１mSv/年と比べても小さいものであった[*26]。福島県においても、県産材製材品の表面線量調査を定期的に行っており、専門家からは、環境や健康への影響がないとの評価が得られている。



＊21　山地斜面において、丸太を等高線に沿って配置し、地表水を分散させ表面侵食を防止するとともに、土壌を保持し雨水の浸透を促進する工法。

＊22　平成28（2016）年9月に川俣町、葛尾村、川内村及び広野町の計4か所、同年12月に相馬市、二本松市、伊達市、富岡町、浪江町及び飯舘村の計6か所、平成30（2018）年3月に田村市、南相馬市、楢葉町及び大熊町の計4か所を選定。

＊23　「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）

＊24　国際原子力機関（IAEA）の「IAEA-TECDOC-1376」による居室を想定した場合の試算に基づき算出。

＊25　「International Commission on Radiological Protection」の略。

＊26　木構造振興株式会社、福島県木材協同組合連合会、一般財団法人材料科学技術振興財団（2019）「安全な木材製品等流通影響調査・検証事業報告書: 46.」

### （樹皮の処理対策の取組）

木材加工の工程で発生する樹皮（バーク）は、ボイラー等の燃料、堆肥、家畜の敷料等として利用されるが、バークを含む木くずの燃焼により、高濃度の放射性物質を含む灰が生成される事例が報告されたことなどから、利用が進まなくなり、製材工場等に滞留するようになった。

このため、林野庁では、製材工場等から発生するバークの廃棄物処理施設での処理を支援しており、バークの滞留量は、ピーク時（平成25（2013）年８月）の8.4万トンから、令和３（2021）年11月には３千トンへと減少した。

また、発生したバークを農業用敷料やマルチ材に用いる方法の開発等、利用の拡大に向けた実証が進められている。

### （しいたけ等原木が生産されていた里山の広葉樹林の再生に向けた取組）

震災前、福島県は全国有数のしいたけ等原木生産地であり、全国のしいたけ原木生産量の約１割（都道府県境を越えて流通するしいたけ原木の約５割）を福島県産が占めていた。事故後、放射性物質の影響により、しいたけ等原木生産が停滞し、原木となる広葉樹の伐採・更新が進んでいない。林野庁では、森林の生育状況や放射性物質の動態、しいたけ等原木を含む広葉樹材の需要などを総合的に踏まえた伐採・更新による循環利用が図られるよう、計画的な原木林の再生に向けた取組を「里山・広葉樹林再生プロジェクト」として、令和３（2021）年４月より福島県の関係者と連携して推進している。

## （２）安全な特用林産物の供給

東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散は、きのこや山菜等の特用林産物の生産にも大きな影響を及ぼしている。

きのこ等の食品中の放射性物質については、検査の結果、厚生労働省の定める一般食品の基準値（100Bq/kg）を超え、更に地域的な広がりがみられた場合には、原子力災害対策本部長が関係県の知事に出荷制限等を指示している。令和４（2022）年３月30日現在、14県196市町村で、22品目の特用林産物に出荷制限が指示されている。

### （きのこの放射性物質低減に向けた取組）

林野庁は、原木きのこの生産再開に向けて、「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン＊27」を策定し、全国の都道府県に周知した。出荷制限が指示された地域については、同ガイドラインを活用した栽培管理の実施により基準値を超えるきのこが生産されないと判断された場合、地域の出荷制限は残るものの、ほだ木のロット単位＊28での出荷が可能となる。

原木しいたけについては、令和４（2022）年３月30日現在、６県93市町村で出荷制限が指示されている＊29が、このうち６県65市町村でロット単位での出荷が認められるなど、生産が再開されている。

＊27　「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」（平成25（2013）年10月16日付け25林政経第313号林野庁林政部経営課長通知）。生産された原木きのこが食品の基準値を超えないようにするための具体的な栽培管理方法として、指標値以下の原木を使用すること、発生したきのこの放射性物質を検査することなどの必須工程のほか、状況に応じて原木・ほだ木を洗浄することなどを示している。

＊28　原木の仕入先や植菌時期ごとのまとまり。

＊29　これまでに出荷制限が指示された市町村のうち、２県３市町で出荷制限が解除されている。

林野庁では、安全なきのこ等の生産に必要な簡易ハウス等の防除施設や放射性物質測定機器の整備等を支援するとともに、風評の払拭に向けて、きのこ等の特用林産物に関する放射性物質の検査結果や出荷制限・解除の情報等をホームページで迅速に発信している。

**（きのこ原木等の安定供給に向けた取組）**

林野庁は、都道府県や業界団体に対し、一般食品の基準値を踏まえた「当面の指標値」（きのこ原木とほだ木*30は50Bq/kg、菌床用培地と菌床は200Bq/kg）を設定しており*31、同指標値を超えるきのこ原木と菌床用培地の使用、生産及び流通が行われないよう要請を行っている。

東日本大震災以前には、きのこ原木は、福島県の阿武隈（あぶくま）地域で生産されていたものが広く全国に流通していたが、指標値を超えるきのこ原木が多く発生したため、現在も生産が回復していない。

きのこ原木の生産量の大幅な減少に伴い、多くの県できのこ原木の安定調達に影響が生じたことから、林野庁では、きのこ原木の安定供給検討委員会*32を開催し、需要者と供給者のマッチングを行ってきた*33。近年、マッチングが必要なきのこ原木量は減少傾向にあることから、原木きのこの生産者が自ら原木を調達できることが多くなっていると考えられるが、樹種別に見るとミスマッチが生じている状況にある。

**（栽培きのこの生産状況）**

平成24（2012）年の東日本地域におけるしいたけ生産量は、東日本大震災以前の平成22（2010）年の4万664トンから30％以上減少して2万7,875トンとなった。原木しいたけの生産量については、現在も平成22（2010）年の50％以下にとどまる一方、菌床しいたけの生産量については、おおむね東日本大震災前の水準にまで回復している（資料Ⅴ－５）。

**資料Ⅴ－５　東日本地域（北海道を除く17都県）におけるしいたけ生産量の推移**

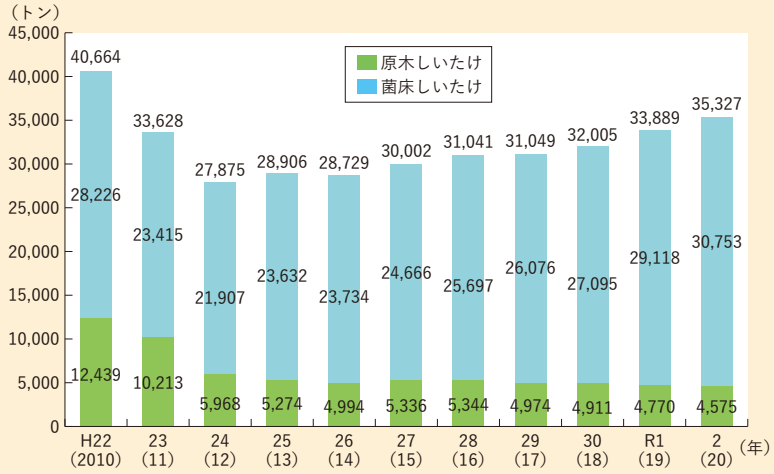


注１：17都県とは、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、東京、千葉、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡。
　２：乾しいたけは生重量換算値。
資料：林野庁「特用林産基礎資料」

**（野生きのこ、山菜等の状況）**

野生きのこや山菜等の特用林産物については、令和４（2022）年３月30日現在、野生きのこ、たけのこ、くさそてつ、こしあぶら、ふ

＊30　原木にきのこの種菌を植え込んだもの。
＊31　「「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」の一部改正について」（平成24（2012）年3月28日付け23林政経第388号林野庁林政部経営課長・木材産業課長等連名通知）、「「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」の一部改正について」（平成24（2012）年8月30日付け24林政経第179号林野庁林政部経営課長・木材産業課長等連名通知）
＊32　平成25（2013）年度までは「きのこ生産資材安定供給検討委員会」、平成26（2014）年度からは「安全なきのこ原木の安定供給体制構築に係わる検討委員会」と呼称。
＊33　「平成24年度森林及び林業の動向」第Ⅱ章第３節（２）61ページを参照。

きのとう、ぜんまい等18品目に出荷制限が指示されている。なお、野生きのこについては、全体を１品目として出荷制限が指示されているが、解除に当たっては、平成26(2014)年から、種類ごとに解除できることとされている。

林野庁は、野生きのこ、山菜等の出荷制限の解除が円滑に進むよう、平成27(2015)年に「野生のきのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的運用について[＊34]」を通知し、具体的な検査方法や出荷管理について関係都県に周知した。このような中で、野生きのこの出荷制限の解除も進みつつある。一方、近年でも新たに出荷制限が指示される品目もあり、安全な特用林産物を出荷するため、今後も検査等を継続していく必要がある。

さらに、令和３(2021)年３月、原子力災害対策本部が策定する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の一部が改正され、出荷制限地域であっても、県が定めた出荷・検査方針により、きのこ・山菜類等を適切に管理・検査する体制が整備された場合は、非破壊検査により基準値を下回ることが確認できたものは出荷可能となり、令和３(2021)年３月にはまつたけ、令和４(2022)年３月には皮付きたけのこに適用される

## 事例Ⅴ－２　宮城県・福島県の非破壊検査によるまつたけ出荷の取組

食品中の放射性物質の検査については、これまで、検体を細かく砕いて行う検査のみが認められていたが、厚生労働省において、もとの形状のまま検査可能な非破壊検査機器を用いた検査方法に関する研究が進められ、放射性セシウム濃度が基準値よりも低いまつたけを確実に選別するための「非破壊検査法による食品中の放射性セシウムスクリーニング法」が策定された。

この結果、令和３(2021)年３月、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の一部が改正され、宮城県及び福島県は、出荷・検査方針を作成した。当該方針により、令和３(2021)年９月から、野生きのこの出荷制限が指示されている宮城県気仙沼(けせんぬま)市及び福島県内55市町村において、まつたけの非破壊検査による出荷再開が実現した。

令和３(2021)年度は、宮城県及び福島県で合計639検体[注]のまつたけが検査を通過し、検査済証のラベルが付され出荷された。安全性が確認されたきのこ等の出荷の再開が進むことにより、当該地域における特用林産物の産地の再生につながることが期待されている。

注：非破壊検査機器で測定した１つのまとまり。

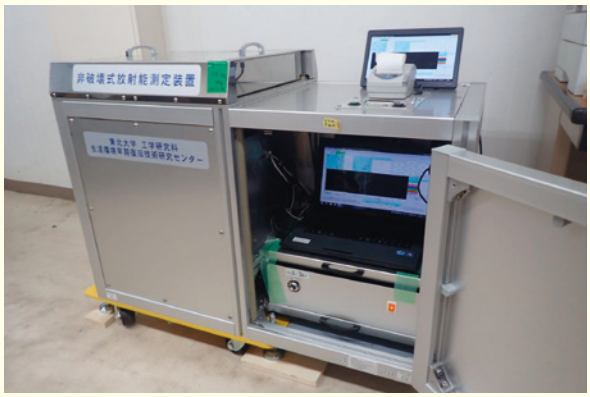


非破壊式放射能測定装置

安全が確認されたまつたけ

＊34　「野生のきのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的運用について」(平成27(2015)年11月20日付け27林政経第247号林野庁林政部経営課長通知)

旨、厚生労働省から都道府県へ通知された[*35]。これにより、宮城県及び福島県内の一部において、まつたけの出荷が再開された（事例Ⅴ－２）。

**（薪、木炭、木質ペレットの指標値の設定）**

林野庁は、調理加熱用の薪と木炭に関する放射性セシウム濃度の当面の指標値を、それぞれ40Bq/kg、280Bq/kg（いずれも乾重量）に設定し[*36]、都道府県や業界団体に対し、同指標値を超える薪や木炭の使用、生産及び流通が行われないよう要請を行っている。木質ペレットについても、放射性セシウム濃度に関する当面の指標値を、樹皮を除いた木材を原料とするホワイトペレットと樹皮を含んだ木材を原料とする全木ペレットについては40Bq/kg、樹皮を原料とするバークペレットについては300Bq/kgと設定した[*37]。

なお、これらの指標値は、燃焼灰が一般廃棄物として処理可能な放射性濃度を超えないよう定められた。

## （３）損害の賠償

東京電力福島第一、第二原子力発電所の事故による被害者の迅速、公正かつ適正な救済を図るため、原子力損害賠償紛争審査会が「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等を策定しており、避難指示等に伴う損害に加え、出荷制限の指示等による損害やいわゆる風評被害を含め、農林漁業者等が賠償を受けられる損害類型を示している[*38]。なお、風評被害については、具体的な地域及び産品が明示されなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得ることから、個別の事例又は類型ごとに東京電力ホールディングス株式会社に合理的かつ柔軟な対応を求めている。

林業関係では、これまで、避難指示等に伴い事業に支障が生じたことによる減収等について賠償が行われている。関係団体からの聴取によると、令和３（2021）年６月末現在、請求額約82億円に対し支払額は約77億円となっている。

また、原木しいたけの栽培管理に必要な追加的経費等に関する損害賠償の請求・支払状況については、関係県からの聴取によると、令和３（2021）年９月末現在、請求額約438億円に対し、支払額は約386億円となっている。

＊35　「非破壊検査法による食品中の放射性セシウムスクリーニング法について」（令和３（2021）年３月26日付け厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡、令和４（2022）年３月25日付け厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡）

＊36　「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について」（平成23（2011）年11月２日付け23林政経第231号林野庁林政部経営課長・木材産業課長連名通知）

＊37　林野庁プレスリリース「木質ペレット及びストーブ燃焼灰の放射性セシウム濃度の調査結果及び木質ペレットの当面の指標値の設定等について」（平成24（2012）年11月２日付け）

＊38　原子力損害賠償紛争審査会「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23（2011）年８月５日）、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」（第一次追補）（平成23（2011）年12月6日）、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」（平成24（2012）年3月16日）、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補（農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について）」（平成25（2013）年1月30日）、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）」（平成25（2013）年12月26日）

避難指示区域内の森林（山林の土地及び立木）に係る財物賠償については、同社が平成26（2014）年９月から賠償請求を受け付けており[＊39]、平成27（2015）年３月からは避難指示区域以外の福島県内の立木についても賠償の請求を受け付けている[＊40]。

＊39　東京電力プレスリリース「宅地・田畑以外の土地および立木に係る財物賠償について」（平成26（2014）年９月18日付け）

＊40　東京電力プレスリリース「福島県の避難指示区域以外の地域における立木に係る財物賠償について」（平成27（2015）年３月19日付け）

第2部

# 令和３年度
# 森林及び林業施策

# 概説

## 1　施策の重点（基本的事項）

「森林・林業基本計画」（平成28（2016）年５月24日及び令和３（2021）年６月15日閣議決定）に沿って、以下の森林･林業施策を積極的に展開した。

また、民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進することにより、森林の二酸化炭素吸収作用を強化し、脱炭素社会の実現に貢献するため、令和３（2021）年６月11日に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」[*1]が、第204回国会（常会）で可決・成立し、令和３（2021）年10月１日に施行された。

### （１）森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、①面的なまとまりを持った森林経営の確立、②再造林等による適切な更新の確保、③適切な間伐等の実施、④路網整備の推進、⑤多様で健全な森林への誘導、⑥地球温暖化防止策及び適応策の推進、⑦国土の保全等の推進、⑧研究・技術開発及びその普及、⑨山村の振興及び地方創生への寄与、⑩国民参加の森林（もり）づくりと森林の多様な利用の推進、⑪国際的な協調及び貢献に関する施策を実施した。

特に、市町村が森林環境譲与税も活用して実施する、「森林経営管理法」（平成30年法律第35号）に基づく森林整備等の取組を支援した。また、森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用して、新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産業」の創出・推進の取組を支援した。

また、森林の防災･保水機能を発揮させるため、「防災･減災、国土強靱（じん）化のための５か年加速化対策」（令和２（2020）年12月11日閣議決定）により、土石流の発生のおそれがある山地災害危険地区や流域治水の取組と連携した上流域等における治山対策、荒廃森林の整備等の取組を推進した。

### （２）林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、①望ましい林業構造の確立、②人材の育成・確保等、③林業災害による損失の補塡に関する施策を推進した。

特に、情報通信技術（ICT）等を活用し資源管理や生産管理を行うスマート林業をはじめ、林業の特性を踏まえた新技術を活用し、林業の生産性や安全性を飛躍的に向上させる「林業イノベーション」を推進した。

### （３）林産物の供給及び利用の確保に関する施策

林産物の供給及び利用を確保するため、①原木の安定供給体制の構築、②木材産業の競争力強化、③林産物の輸出を含む新たな木材需要の創出、④消費者等の理解の醸成、⑤林産物の輸入に関する措置に関する施策を推進した。

特に、国産材の安定供給体制の構築に向けた需給情報連絡協議会を開催し、木材不足・価格高騰（いわゆるウッドショック）への対応も含め、川上から川下までの関係者が木材等の需給情報の収集・共有を図った。

### （４）東日本大震災からの復旧・復興に関する施策

東日本大震災によって被災した海岸防災林の復旧及び再生に取り組んだ。

また、被災地の森林・林業の再生のため、森林の放射性物質による汚染実態の把握、円滑な林業の再生に資する実証等を実施するとともに、関連する情報の収集、整理、情報発信等を実施した。

### （５）国有林野の管理及び経営に関する施策

国土保全等の公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしている国有林野の特性を踏まえ、公益重視の管理経営を一層推進した。

また、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、国有林野の一定区域において、公益的機能を

＊1　この改正により、法律名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改められた。

確保しつつ、一定期間、安定的に樹木を採取できる権利を設定する「樹木採取権制度」のパイロット的な取組を推進した。

さらに、木材不足・価格高騰（いわゆるウッドショック）に伴う国産材への代替需要に対応するため、素材生産事業の早期発注や立木販売物件の前倒し販売など地域の状況に応じて対策を講じた。

### （６）団体の再編整備に関する施策

森林組合が、国民や組合員の信頼を受け、地域の森林施業や経営の担い手の中心として、「森林経営管理制度」においても重要な役割を果たすよう、事業・業務執行体制の強化及び体質の改善に向けた指導を行った。

## ２　財政措置

### （１）財政措置

令和３（2021）年度林野庁関係当初予算においては、一般会計に非公共事業費約1,063億円、公共事業費約1,970億円を計上した。具体的には、

①　間伐や主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良等を推進する「森林整備事業」

②　激甚な山地災害からの復旧や国土強靱（じん）化のための荒廃山地の予防対策等を実施・支援する「治山事業」

③　「林業成長産業化総合対策」として、

（ア）木材生産を通じた持続的な林業経営を確立するための取組を総合的に支援する「林業・木材産業成長産業化促進対策」

（イ）新技術の開発・実証や実装を支援する「林業イノベーション推進総合対策」

（ウ）木材産業・木造建築の活性化や木材需要の創出・輸出力強化を支援する「木材の需要拡大・流通改革」

（エ）これからの林業経営を担う人材の育成、林業労働安全を推進するための取組等を支援する「現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策」

④　新規就業者の確保・育成に向けた取組を支援する「「緑の人づくり」総合支援対策」

⑤　健康・観光・教育といった分野での森林空間の活用を図る「新たな森林空間利用創出対策」

⑥　森林・山村の多面的機能の発揮や山村地域の活性化を図る取組を支援する「森林・山村多面的機能発揮対策」

⑦　総合的に花粉発生源対策を進める「花粉発生源対策推進事業」

⑧　シカ被害の甚大化等を防止するための「シカ等による森林被害緊急対策事業」

等に取り組んだ。

また、東日本大震災復興特別会計に非公共事業費約45億円、公共事業費約53億円を盛り込んだ。

くわえて、令和３（2021）年度林野庁関係補正予算に非公共事業費約223億円、公共事業費約1,019億円を計上し、

①　林業への新規就業者の確保・定着化や育成に向けた取組を支援する「「緑の雇用」新規就業者育成推進事業」

②　生産性向上に取り組む農林漁業者等に対し、必要な機械・施設の導入を支援する「スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業」

③　合板・製材・構造用集成材等の国際競争力の強化や、今般の木材不足・価格高騰（いわゆるウッドショック）に対応し製品の供給力増大を図る取組を支援する「木材産業国際競争力・製品供給力強化緊急対策」

④　山地災害危険地区や氾濫した河川の上流域等での治山施設の整備等を実施・支援する「治山施設の設置等による防災・減災対策」

⑤　山地災害危険地区や氾濫した河川の上流域等での間伐等や、林道の開設・改良等の対策を実施・支援する「森林整備による防災・減災対策」

⑥　被災した治山施設、林道施設等の速やかな復旧等を実施・支援する「災害復旧等事業」

等に取り組んだ。

### （２）森林・山村に係る地方財政措置

「森林・山村対策」、「国土保全対策」等を引き続き実施し、地方公共団体の取組を促進した。

「森林・山村対策」としては、

①　公有林等における間伐等の促進

②　国が実施する「森林整備地域活動支援交付金」

**林業関係の一般会計等の予算額**

（単位：百万円）

| 区　　分 | 令和２(2020)年度 | 令和３(2021)年度 |
|---|---|---|
| 林業関係の一般会計等の予算額 | 502,861 | 434,539 |
| 治山事業の推進 | 127,509 | 92,504 |
| 森林整備事業の推進 | 196,639 | 179,830 |
| 災害復旧等 | 48,731 | 35,503 |
| 保安林等整備管理 | 484 | 476 |
| 森林計画 | 911 | 878 |
| 森林の整備・保全 | 3,601 | 3,471 |
| 林業振興対策 | 5,809 | 5,586 |
| 林産物供給等振興対策 | 6,065 | 2,969 |
| 森林整備・林業等振興対策 | 29,391 | 29,817 |
| 林業試験研究及び林業普及指導 | 11,141 | 11,329 |
| 森林病害虫等防除 | 715 | 696 |
| 国際林業協力 | 167 | 157 |
| その他 | 71,699 | 71,323 |
| 東日本大震災復興特別会計予算額 | 16,127 | 9,713 |
| 国有林野事業債務管理特別会計予算額 | 363,368 | 360,383 |

注１：予算額は補正後のものである。
　２：一般会計及び東日本大震災復興特別会計には、他省庁計上予算を含む。
　３：総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

と連携した施業の集約化に必要な活動

③　国が実施する「緑の雇用」新規就業者育成推進事業等と連携した林業の担い手育成及び確保に必要な研修

④　民有林における長伐期化及び複層林化と林業公社がこれを行う場合の経営の安定化の推進

⑤　地域で流通する木材の利用のための普及啓発及び木質バイオマスエネルギー利用促進対策

⑥　市町村による森林所有者情報の整備

等に要する経費等に対して、地方交付税措置を講じた。

「国土保全対策」としては、ソフト事業として、U･Iターン受入対策、森林管理対策等に必要な経費に対する普通交付税措置及び上流域の水源維持等のための事業に必要な経費を下流域の団体が負担した場合の特別交付税措置を講じた。また、公の施設として保全及び活用を図る森林の取得及び施設の整備、農山村の景観保全施設の整備等に要する経費を地方債の対象とした。

さらに、森林吸収源対策等の推進を図るため、林地台帳の運用、森林所有者の確定等、森林整備の実施に必要となる地域の主体的な取組に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じた。

## ３　税制上の措置

林業に関する税制について、令和３（2021）年度税制改正において、

①　軽油引取税の課税免除の特例措置（林業、木材加工業、木材市場業、堆肥製造業）について、木

材加工業のうち、木材注薬業を適用対象から除外した上、その適用期限を３年延長すること（軽油引取税）

② 独立行政法人農林漁業信用基金が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置を２年延長すること（登録免許税）

③ 森林組合等が株式会社日本政策金融公庫資金等の貸付けを受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置を２年延長すること（不動産取得税）

④ 中小企業投資促進税制について、対象事業の追加等の見直しを行った上、その適用期限を２年延長すること（所得税・法人税）

⑤ 中小企業経営強化税制について、関係法令の改正を前提に、特定経営力向上設備等の対象に経営資源集約化後の生産性向上に必要不可欠な設備を加えた上、その適用期限を２年延長すること（所得税・法人税）

等の措置を講じた。

## 4　金融措置

### （１）株式会社日本政策金融公庫資金制度

株式会社日本政策金融公庫の林業関係資金については、造林等に必要な長期低利資金について貸付計画額を356億円とした。沖縄県については、沖縄振興開発金融公庫の農林漁業関係貸付計画額を119億円とした。

森林の取得、木材の加工・流通施設等の整備、災害からの復旧を行う林業者等に対する利子助成を実施した。

東日本大震災により被災した林業者等に対する利子助成を実施するとともに、無担保・無保証人貸付けを実施した。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者等に対し、実質無利子･無担保等貸付けを実施した。

### （２）林業・木材産業改善資金制度

経営改善等を行う林業者・木材産業事業者に対する都道府県からの無利子資金である林業・木材産業改善資金について貸付計画額を38億円とした。

### （３）木材産業等高度化推進資金制度

林業経営の基盤強化並びに木材の生産及び流通の合理化又は木材の安定供給を推進するための木材産業等高度化推進資金について貸付枠を600億円とした。

### （４）独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証制度

林業経営の改善等に必要な資金の融通を円滑にするため、独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証や林業経営者に対する経営支援等の活用を促進した。

債務保証を通じ、重大な災害からの復旧、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」（平成８年法律第47号）に係る取組及び事業承継を支援するための措置を講じた。

東日本大震災により被災した林業者等に対する保証料の助成等を実施した。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者等に対し、実質無担保等により債務保証を行うとともに、保証料を実質免除した。

### （５）林業就業促進資金制度

新たに林業に就業しようとする者の円滑な就業を促進するため、新規就業者や認定事業主に対する研修受講や就業準備に必要な資金の林業労働力確保支援センターによる貸付制度を通じた支援を行った。

## 5　政策評価

効果的かつ効率的な行政の推進、行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、５年ごとに定める「農林水産省政策評価基本計画」及び毎年度定める「農林水産省政策評価実施計画」により、事前評価（政策を決定する前に行う政策評価）や事後評価（政策を決定した後に行う政策評価）を実施した。

# Ⅰ　森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

## 1　面的なまとまりを持った森林経営の確立

### (1)森林経営管理制度等による経営管理の集積・集約化

適切な経営管理が行われていない森林については、「森林経営管理制度」の下で、市町村が仲介役となり、林業経営者へ森林の経営管理の集積・集約化を図った。

さらに、「森林経営管理制度」の円滑な運用を図るため、市町村への指導・助言を行うことができる技術者の養成を進めるとともに、全国の知見・ノウハウを集積・分析し、市町村等への提供を行った。あわせて、技術者の技術水準の向上を図るため、国有林をフィールドとした技術者継続教育（CPD*2）等を実施した。

くわえて、森林経営計画に基づき面的まとまりを持って森林施業を行う者に対して、間伐等やこれと一体となった森林作業道の開設等を支援するとともに、税制上の特例措置や融資条件の優遇措置を講じた。

また、市町村や森林組合等による森林情報の収集、森林調査、境界の明確化、森林所有者の合意形成の活動及び既存路網の簡易な改良に対する支援を行うとともに、施業提案や森林境界の確認の手法として３次元地図や過去の空中写真等の森林情報の活用を推進することにより、施業の集約化の促進を図った。

このほか、民有林と国有林が連携した森林共同施業団地の設定等の取組を推進した。

### (2)森林関連情報の整備・提供

持続的な森林経営の推進及び地域森林計画等の樹立を図るため、森林土壌や生物多様性等の森林経営の基準・指標に係るデータを継続的に把握するための森林資源のモニタリングを引き続き実施し、データの公表及び活用を進めた。

また、森林所有者情報や境界情報については、新たに森林の土地の所有者となった場合の市町村長への届出制度の適正な運用を図るとともに、森林施業の集約化のため、所有者や境界の情報を一元的に管理する林地台帳の活用を進め、森林組合等の林業経営体に対して必要な森林関連情報の提供を推進した。

森林関連情報については、スマート林業を実現するため、リモートセンシング技術を活用した高精度な森林情報の整備・利用やクラウド技術等による情報の共有化の取組を進めるとともに、ICT等を活用した先進的な取組の現場実践を推進した。

## 2　再造林等による適切な更新の確保

### (1)造林の省力化・低コスト化の推進

伐採と造林の一貫作業システム等の効率的な造林技術の導入や造林の実施に必要な設計・施工管理のリモートセンシング技術による効率化を推進するとともに、省力化・低コスト化に資する成長に優れた品種の開発を進めるほか、苗木生産施設等の整備への支援、再造林作業を省力化する林業機械の開発に取り組んだ。

また、国有林のフィールドや技術力等を活かし、低コスト造林技術の開発・実証等に取り組んだ。

### (2)優良種苗の確保

造林コストの早期回収が期待できる早生樹やエリートツリーの普及を加速するとともに、優良種苗を低コストかつ安定的に供給する体制を構築するため、早生樹母樹林の保全・整備、原種増産技術の開発、採種園等の造成・改良、コンテナ苗の生産施設の整備や生産技術の向上に向けた研修等の取組を推進した。

### (3)伐採及び造林届出制度等の適正な運用

伐採及び伐採後の造林の届出等により、市町村における立木の伐採や造林の実施状況の適確な把握を推進するなど、伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の適正な運用を図った。

＊2　「Continuing Professional Development」の略。

また、伐採に係る手続が適正になされた木材の証明等の普及を図った。

### （４）野生鳥獣による被害への対策の推進

造林木等の着実な成長を確保するために森林整備と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設の整備や野生鳥獣の捕獲の支援を行うとともに、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、シカ被害の甚大化を防止するための林業関係者によるシカの捕獲効率向上対策やICT等を活用したシカ捕獲技術等の開発・実証を推進した。くわえて、近年、顕在化しつつあるノウサギ被害の対策手法の検討を実施した。

特に、野生鳥獣による被害が発生している森林において、「森林法」（昭和26年法律第249号）に基づく市町村森林整備計画等における鳥獣害防止森林区域の設定を通じた被害対策や、地域の実情に応じた野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林への誘導など野生鳥獣との共存に配慮した対策を推進した。

## ３　適切な間伐等の実施

不在村森林所有者の増加等の課題に対処するため、地域に最も密着した行政機関である市町村が主体となった森林所有者の確定及び境界の明確化や林業の担い手確保等のための施策を講ずるとともに、森林経営計画に基づき面的まとまりを持って実施される間伐等を支援するほか、令和３（2021）年３月に改正した「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」（平成20年法律第32号。以下「間伐等特措法」という。）等に基づき市町村による間伐等の取組を進めることなどにより、森林の適切な整備を推進した。

## ４　路網整備の推進

森林施業等の効率的な実施のため、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道と森林作業道が、それぞれの役割等に応じて適切に組み合わされた路網の整備を推進するとともに、林道等の局部構造の改良等を推進するほか、既設林道の長寿命化を図るために、トンネル、橋梁（りょう）等の計画的かつ定期的な点検診断、補強等を推進した。

特に、森林資源の充実や災害の激甚化等を踏まえ、木材の効率的な輸送を可能とするとともに、強靱（じん）で災害に強い幹線林道の整備を推進した。

## ５　多様で健全な森林への誘導

### （１）多様な森林への誘導と森林における生物多様性の保全

健全な森林育成のための間伐はもとより、長伐期林、育成複層林、針広混交林、広葉樹林等多様で健全な森林への誘導に向けた効率的な整備を推進した。

具体的には、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林がモザイク状に配置されている状態を目指し、自然条件等を踏まえつつ、育成複層林への移行や長伐期化等による多様な森林整備を推進した。その際、国有林や公有林等において、育成複層林化等の取組を先導的に進めるとともに、効率的な施業技術の普及、多様な森林整備への取組を加速するためのコンセンサスの醸成等を図った。

さらに、原生的な森林生態系、希少な野生生物の生育・生息地、渓畔林等の水辺森林の保護・管理及び連続性の確保、シカ被害対策の実施等について、必要に応じて民有林と国有林が連携して進めるほか、森林認証等への理解の促進等、森林における生物多様性の保全と持続可能な利用の調和を図った。

### （２）公的な関与による森林整備

自然条件や社会的条件により、自助努力によっては適切な整備が見込めない奥地水源の保安林、鉄道等の重要なインフラ施設に近接する森林等について、公益的機能の発揮を確保するため、針広混交林の造成等を行う水源林造成事業等の実施や、地方公共団体が森林所有者等と締結する協定に基づき行う森林の整備への支援を実施した。

また、市町村が森林環境譲与税も活用して実施する、「森林経営管理法」に基づく森林整備等の取組を支援した。

さらに、荒廃した保安林等について、治山事業による整備を実施した。

### （3）再生利用が困難な荒廃農地の森林としての活用

農地として再生利用が困難であり、森林として管理・活用を図ることが適当な荒廃農地について、地域森林計画への編入を促進するとともに、早生樹の活用に向け、実証的な植栽等を通じて施業方法の整理に取り組んだ。

### （4）花粉発生源対策の推進

平成30（2018）年４月に改正した「スギ花粉発生源対策推進方針」に基づき、地方公共団体、林業関係者等と一体となった花粉発生源対策の推進を図った。

具体的な取組としては、森林所有者に対する花粉症対策苗木等への植替えの働き掛けを支援するとともに、花粉発生源となっているスギ・ヒノキ人工林の伐採とコンテナを用いて生産された花粉症対策苗木等への植替え、広葉樹の導入による針広混交林への誘導等を推進した。また、花粉飛散量予測のためのスギ・ヒノキ雄花の着花量調査に加え、スギ花粉症対策品種の開発の加速化や、花粉飛散防止剤の実用化を推進し、これらの成果等の関係者への効果的な普及を行った。

さらに、花粉症対策に資する苗木の安定供給体制の構築を図るため、採種園等の整備や技術研修等の取組を推進した。

## 6　地球温暖化防止策及び適応策の推進

### （1）地球温暖化防止策の推進

政府の「地球温暖化対策計画」（令和３（2021）年10月22日閣議決定）に掲げる我が国の温室効果ガス削減目標の達成に向け、森林吸収量の目標（令和12（2030）年度：約3,800万$CO_2$トン（平成25（2013）年度総排出量比約2.7%））や二酸化炭素の排出削減に貢献するため、「森林･林業基本計画」（令和３（2021）年６月15日閣議決定）や令和３（2021）年３月に改正した「間伐等特措法」等に基づき、適切な間伐や造林等を通じた健全な森林整備、保安林等の適切な管理・保全、効率的かつ安定的な林業経営の育成に向けた取組、国民参加の森林（もり）づくり、木材及び木質バイオマスの利用等を通じた森林吸収源対策を推進した。

### （2）二酸化炭素の吸収量の確保

京都議定書第二約束期間（平成25（2013）年から令和２（2020）年まで）のみならず、パリ協定の実施期間（令和３（2021）年以降）においても森林吸収量を算定し、国連気候変動枠組条約事務局に報告する義務があるため、土地利用変化量や伐採木材製品（HWP）の炭素蓄積変化量の把握等必要な基礎データの収集、分析等を行った。あわせて、算定手法の精緻化や森林分野の新たな緩和技術等の活用に向けた検討を行った。

### （3）地球温暖化の影響に対する適応策の推進

政府の「気候変動適応計画」（平成30（2018）年11月27日及び令和３（2021）年10月22日閣議決定）及び「農林水産省気候変動適応計画」（令和３（2021）年10月27日改定）に基づき、地球温暖化の進行に伴い頻度や強度の増加が懸念される短時間強雨等に起因する山地災害への対応、民間企業等の海外展開の推進に向けた途上国の防災・減災に資する森林技術の開発等を推進した。

### （4）地球温暖化問題への国際的な対応

気候変動に関する国際的なルールづくり等に積極的に参画し、貢献した。また、二国間クレジット制度（JCM）[*3]におけるREDD＋[*4]の実施ルールの検

＊3　「Joint Crediting Mechanism」の略。開発途上国等への優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、日本のNDC（国が決定する貢献）の達成に活用する制度。

＊4　「途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減並びに森林保全、持続可能な森林経営及び森林炭素蓄積の強化の役割（Reducing emissions from deforestation and forest degradation, and the role of conservation, sustainable management of forests and enhancement of forest carbon stocks in developing countries）」の略。

討及び普及を行うとともに、二国間の協力、国際機関を通じた協力や補助事業等により、開発途上国におけるREDD＋の実施や植林の推進等を支援した。

## 7　国土の保全等の推進

### （１）災害からの復旧の推進

異常な天然現象により被災した治山施設について、治山施設災害復旧事業*5により復旧を図るとともに、新たに発生した崩壊地等のうち緊急を要する箇所について、災害関連緊急治山事業等により早期の復旧整備を図った。

また、林道施設、山村環境施設及び森林の被害については、林道施設災害復旧事業*6、災害関連山村環境施設復旧事業*7、森林災害復旧事業（激甚災害に指定された場合）*8等により、早期の復旧を図った。

さらに、大規模災害発生時には、森林管理局等による被害箇所の調査や災害復旧についての助言を行う専門家の派遣等、地方公共団体に対する支援を引き続き迅速かつ円滑に実施した。

### （２）適正な保安林の配備及び保全管理

水源の涵（かん）養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するために保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進した。また、指定した保安林については、伐採の制限や転用の規制をするなど適切な運用を図るとともに、衛星デジタル画像等を活用した保安林の現況等に関する総合的な情報管理や現地における巡視及び指導の徹底等により、保安林の適切な管理の推進を図った。さらに令和３（2021）年６月に閣議決定した「森林・林業基本計画」及び「規制改革実施計画」を踏まえ、保安林の指定の解除に係る手続等の見直しや、風力や地熱による発電施設の設置に関するマニュアルの整備等を行った。

### （３）地域の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進

近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっているほか、山腹崩壊等に伴う流木災害が激甚化するなど、山地災害の発生形態が多様化していることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止し軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、地域の安全・安心を確保するため、効果的かつ効率的な治山対策を推進した。

具体的には、山地災害を防止し、地域の安全性の向上を図るための治山施設の設置等のハード対策と、地方公共団体が行う避難体制の整備等の取組と連携した、山地災害危険地区の地図情報の住民への提供等のソフト対策を総合的に推進した。さらに、重要な水源地や集落の水源となっている保安林等において、浸透能及び保水力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進した。

特に、「令和２年７月豪雨」等により発生した山地災害の復旧整備を推進しつつ、「防災・減災、国土強靱（じん）化のための５か年加速化対策」に基づき山地災害危険地区等における治山対策を推進するとともに、流域治水の取組と連携した上流域での荒廃森林の整備等の取組を推進した。

また、治山施設の機能強化を含む長寿命化対策や海岸防災林の整備・保全に加え、民有林と国有林の連携による計画的な事業の実施、他の国土保全に関する施策と連携した取組、工事実施に当たっての木材の積極的な利用、生物多様性の保全等に配慮した治山対策の実施を推進した。

### （４）森林病虫獣害対策等の推進

マツノマダラカミキリが媒介するマツノザイセン

＊5　「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づき被災した林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設を復旧する事業。
＊6　「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）に基づき被災した林道施設を復旧する事業。
＊7　林業集落排水施設等、被災した山村環境施設を復旧する事業。
＊8　「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づき被災した森林を復旧する事業。

チュウによる松くい虫被害対策については、保全すべき松林において被害のまん延防止のための薬剤散布、被害木の伐倒駆除及びドローンを活用した効果的な被害防止対策の実施・検証及び健全な松林を維持するための衛生伐*9を実施するとともに、その周辺の松林において広葉樹林等への樹種転換を推進した。また、抵抗性マツ品種の開発及び普及を促進した。

カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によるナラ枯れ被害対策については、被害の拡大防止に向け予防や駆除を積極的に推進した。

野生鳥獣による森林被害については、シカによる被害を中心に深刻な状況にあることから、林業関係者によるシカの捕獲効率向上対策の実施など地域の実情に応じた各般の被害対策を促進するための支援措置や、国有林野内の奥地天然林等における国土保全のためのシカ捕獲等を実施した。

林野火災の予防については、全国山火事予防運動等の普及活動や予防体制の強化等を図った。

さらに、各種森林被害の把握及び防止のため、森林保全推進員を養成するなどの森林保全管理対策を地域との連携により推進した。

## 8　研究・技術開発及びその普及

### (1)研究・技術開発等の戦略的かつ計画的な推進

「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」(平成29(2017)年3月31日策定)等を踏まえ、国及び国立研究開発法人森林研究・整備機構が都道府県の試験研究機関、大学、学術団体、民間企業等との産学官連携の強化を図りつつ、研究・技術開発を戦略的かつ計画的に推進した。

国立研究開発法人森林研究・整備機構において、「森林・林業基本計画」等に基づく森林・林業施策について、

① 環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発

② 森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発

③ 多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種

等を推進した。

### (2)効率的かつ効果的な普及指導の推進

国と都道府県が共同して林業普及指導事業を実施するとともに、都道府県間の均衡のとれた普及指導水準を確保するための林業普及指導員の資格試験や研修を行うほか、林業普及指導員の普及活動に必要な資機材の整備等の経費について林業普及指導事業交付金を交付した。

また、地域全体の森林(もり)づくりや林業の再生に向けた構想の策定及びその実現に向けた活動や新技術の展開を図るため、林業普及指導事業等を通じ、地域の指導的林業者、施業等の集約化に取り組む林業経営体、市町村等を対象とした重点的な普及活動を推進した。

さらに、林業研究グループに対する支援のほか、各人材の育成段階や専門分野に応じた研修を実施することにより、林政の重要な課題に対応するための人材の育成を図った。

## 9　山村の振興及び地方創生への寄与

### (1)森林資源の活用による就業機会の創出

#### ア　山村振興対策等の推進

「山村振興法」(昭和40年法律第64号)に基づいて、都道府県が策定する山村振興基本方針及び市町村が策定する山村振興計画に基づく産業の振興等に関する事業の推進を図った。

また、山村地域の産業の振興に加え、住民福祉の向上にも資する林道の整備等を支援するとともに、振興山村、過疎地域等において都道府県が市町村に代わって整備することができる基幹的な林道を指定し、その整備を支援した。

さらに、山村地域の安全・安心の確保に資するため、治山施設の設置や保安林の整備に加え、地域における避難体制の整備等と連携した効果的な治山対策を推進した。

*9　被害木を含む不用木及び不良木の除去及び処理。

振興山村及び過疎地域の農林漁業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫による長期かつ低利の振興山村・過疎地域経営改善資金の融通を行った。

**イ　特用林産物の生産振興**

広葉樹を活用した林業の成長産業化を図るため、

①　特用林産物に関する情報の収集、分析及び提供

②　国産特用林産物の競争力の強化に向けた取組

等を支援した。

また、地域経済で重要な役割を果たす特用林産振興施設の整備を支援した。

さらに、東日本大震災の被災地等における特用林産物の産地再生に向けた取組を進めるため、被災生産者の次期生産に必要な生産資材の導入等を支援した。

**ウ　森林資源の多様な利用**

山村に豊富に存在する森林資源を活用し、山村の活性化を図るため、

①　漆、薪炭、山菜等の山村の地域資源の発掘・活用を通じた所得・雇用の増大を図る取組の支援

②　未利用木質資源の利用を促進するための木質バイオマス利用促進施設整備等の支援

③　林家やNPO等が専ら自家労働等により間伐するための伐採に係る技術の習得や安全指導等の支援

を実施した。

### （２）地域の森林の適切な保全管理

森林の多面的機能を発揮するとともに、関係人口の創出を通じ、地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民や地域外関係者等による活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取組等の支援を実施した。

### （３）都市と山村の交流促進

森林景観や森林空間をレクリエーションや体験活動等に活用し、都市から山村に人を呼び込み交流を促進するため、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組等を支援した。

### （４）新たな森林空間利用に向けて

地方の定住・交流・関係人口の拡大に取り組むため、健康、観光、教育等の多様な分野で森林空間を活用して、新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産業」の創出・推進の取組を支援するとともに、森林景観を活かした観光資源の整備を実施した。

## 10　国民参加の森林（もり）づくりと森林の多様な利用の推進

### （１）多様な主体による森林（もり）づくり活動の促進

国民参加の森林（もり）づくりを推進するため、全国植樹祭、全国育樹祭等の国土緑化行事、緑の少年団活動発表大会等の実施を支援した。

また、

①　「森林（もり）づくり」や「木づかい」に対する国民の理解を醸成するための幅広い普及啓発

②　NPO等による森林（もり）づくり活動

を推進した。

### （２）森林環境教育等の充実

持続可能な開発のための教育（ESD＊10）の取組が我が国でも進められていることを踏まえ、森林・林業が持続可能な社会の構築に果たす役割や木材利用の意義に対する国民の理解と関心を高める必要があることから、森林環境教育や木育（もくいく）を推進するため、

①　身近な森林の活用等による自然保育等の幅広い体験活動の機会の提供、体験活動の場に関する情報の提供及び教育関係機関等との連携の強化

②　林業後継者等を対象とした林業体験学習等の促進

等を実施した。

## 11　国際的な協調及び貢献

### （１）国際協力の推進

**ア　国際対話への参画等**

世界における持続可能な森林経営に向けた取組を

＊10　「Education for Sustainable Development」の略。

推進するため、国連森林フォーラム（UNFF）、国連食糧農業機関（FAO）等の国際対話に積極的に参画するとともに、関係各国、各国際機関等と連携を図りつつ、国際的な取組を推進した。モントリオール・プロセス[*11]については、他の国際的な基準・指標プロセスとの連携等を積極的に行った。

さらに、世界における持続可能な森林経営に向けて引き続きイニシアティブを発揮するため、森林・林業問題に関する幅広い関係者の参加による国際会議を開催した。

**イ　開発途上国の森林保全等のための調査及び技術開発**

開発途上国における森林の減少及び劣化の抑制並びに持続可能な森林経営を推進するため、JCMにおけるREDD＋の実施ルールの検討及び普及を行うとともに、開発途上国の劣化した森林や荒廃地における森林の再生技術の普及や民間企業等の知見・技術を活用した開発途上国の森林保全・資源利活用の促進を行った。また、民間企業等の海外展開の推進に向け、途上国の防災・減災に資する森林技術の開発等を支援した。

このほか、開発途上国における我が国の民間団体等が行う海外での植林及び森林保全活動を推進するため、海外植林等に関する情報提供等を行った。

**ウ　二国間における協力**

開発途上国からの要請を踏まえ、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じ、専門家派遣や研修及びこれらと機材供与を効果的に組み合わせた技術協力プロジェクトを実施した。

また、JICAを通じた森林・林業案件に関する有償資金協力に対して、計画立案段階等における技術的支援を行った。

**エ　国際機関を通じた協力**

熱帯林の持続可能な森林経営と合法で持続可能な木材貿易を推進するため、国際熱帯木材機関（ITTO）への拠出を通じ、木材生産国における合法性・持続可能性が確保された木材等の流通体制構築に向けた実証的取組や木材生産国・加工貿易国における木材の合法性確認システムの評価の取組を支援した。

また、国連食糧農業機関（FAO）への拠出を通じ、開発途上国において森林吸収量を確保するための植林を推進するため、植林適地の抽出や森林のモニタリング、違法伐採の撲滅を含むガバナンス構築のための森林関連法制度の情報整備や施行能力の強化、山地流域における災害等のリスク評価及び課題の分析を踏まえた地域強靱（じん）化のための森林の保全・利活用方策の実施、普及等の取組を支援した。

### （２）違法伐採対策の推進

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成28年法律第48号）に基づき、違法伐採関連情報の収集・提供や木材関連事業者登録の推進、合法性の確認がされた木材及び木材製品（以下「合法伐採木材等」という。）の利用推進に取り組む協議会等による広報活動等への支援により、合法伐採木材等の木材関連事業者から一般消費者に至るまでの円滑な供給及び普及拡大の取組を推進した。

また、流通過程の木材の合法性確認の信頼性、透明性を向上させるため、流通木材の合法性確認システムの構築に向けた調査等を行った。

さらに、二国間、地域間及び多国間協力を通じて、違法伐採及びこれに関連する貿易に関する対話、開発途上国における人材の育成、合法伐採木材等の普及等による違法伐採対策を推進した。

＊11　第１部第Ｉ章第４節（１）85ページを参照。

# Ⅱ　林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

## 1　望ましい林業構造の確立

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、高い生産性と収益性を実現し、森林所有者の所得向上と他産業並みの従事者所得と労働環境を確保できる林業経営の育成を目指し、森林施業の集約化、低コストで効率的な作業システムによる施業の実施、経営感覚に優れた林業経営体の育成、林業労働力の確保等の施策を実施した。

### （１）意欲と能力のある林業経営体の育成

意欲と能力のある林業経営体の育成を図るため、

① 経営管理の集積・集約化が見込まれる地域を中心とした路網整備・機能強化や高性能林業機械の導入の重点的支援

② マーケティング力の強化に向けた経営コンサルタントや生産管理の専門家の派遣

③ 経営の合理化等に必要な運転資金を借り入れる場合の利率の優遇

等を実施した。

また、自伐林家等に対し、伐採に係る技術の習得や安全指導等への支援を実施した。

このほか、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」（昭和54年法律第51号）等に基づく金融・税制上の措置等を実施した。

### （２）スケールメリットを活かした林業経営の推進

施業集約化をより一層推進するため、ICTの活用、地籍調査等との連携による森林所有者及び境界の確認の効率化等を推進した。また、共有林等での施業促進、新たに森林経営をしようとする者による森林経営計画の作成促進等を図った。

### （３）効率的な作業システムによる生産性の向上

林業の収益性の向上や木材需要に対応した原木の安定供給等を着実に推進するため、

① ICT等先端技術を活用した路網作設や高効率な作業システムの運用を担うことができる高度技能者の育成

② 高性能林業機械の導入の支援

等に取り組んだ。

また、国有林においては、現場技能者等の育成のための研修フィールドを提供した。

### （４）先端技術の活用による林業経営の効率化の推進

令和元（2019）年12月に策定した「林業イノベーション現場実装推進プログラム」に基づき、林業の生産性・安全性を飛躍的に向上させ、林業のスマート化を推進するため、

① 産学官のトップランナーから成るプラットフォームの構築

② 林業機械の自動化、木質系新素材等の開発・実証

③ ICT等先端技術を現場レベルで活用する実践的取組

④ 造林分野への異分野技術等の導入促進

⑤ 国有林における森林資源データの整備や情報通信基盤等の実証

⑥ レーザ計測等による森林資源・境界情報のデジタル化

⑦ 森林資源データの解析・管理手法の標準仕様の作成

⑧ 早生樹母樹林の保全・整備や採種園の造成等

⑨ 造林事業における低コスト技術やリモートセンシング技術の活用

⑩ ICT等を活用した森林整備・路網作設ができる高度技術者等の育成

等の取組を推進した。

### （５）経営感覚に優れた林業経営体の育成

林業経営体が厳しい経営環境下でも収益を確保し、森林所有者の所得向上にも資するよう、主伐・再造林や木材の有利販売など林業経営上の新たな課題に対応できる経営人材（森林経営プランナー）や森林所有者に対し森林施業を提案する人材（森林施業プランナー）の育成を図るとともに、ICTを活用した先進的な取組の現場実践を推進した。

さらには、「緑の雇用」事業により素材生産と造林・保育、森林作業道の作設等を兼務できる現場技能者の育成を進めた。

また、国有林においては、多様な立地を活かし、事業の実施、現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じて林業経営体の育成に寄与した。

## 2　人材の育成、確保等

### (1)人材の育成及び確保並びに活動の推進

#### ア　これからの森林経営を担う人材や施業集約化等を担う人材及び地域の森林経営を支援する人材の育成

森林施業プランナーについては、全国的に一定の質を確保しつつ、地域ごとの特性を踏まえたより実践力のある者を育成するため、研修カリキュラムや認定基準の策定及び都道府県等が実施する各種研修等の実施の取組を支援した。

さらに、森林資源の成熟化等に伴い、主伐・再造林や木材の有利販売など林業経営上の新たな課題に対応できる経営人材(森林経営プランナー)を育成するための研修等の取組に対して支援した。

また、引き続き、市町村森林整備計画の策定等の支援を通じて、地域の新たな課題に対応し、地域の森林(もり)づくりの全体像を描くとともに、森林施業プランナー等に対し指導等を行う人材(森林総合監理士(フォレスター))の育成を進めた。

#### イ　林業経営を担うべき人材の育成及び確保

効率的な経営を行う林業経営者の育成及び確保を図るため、地域のリーダー的な森林所有者で組織する林業研究グループ等が行うコンクール等を支援した。

また、林業後継者の育成及び確保を図るため、森林・林業関係学科の高校生等や社会人を対象にしたインターンシップ等を支援した。

#### ウ　女性活躍の推進

女性の林業への参画や定着を促進するため、女性林業者等が行う森林資源を活かした新規事業の発足や事業の拡張に対するコンサルティングを支援した。

### (2)林業労働力及び労働安全衛生の確保

#### ア　「緑の雇用」事業等を通じた現場技能者の育成

林業大学校等において、林業への就業に必要な知識等の習得を行い、将来的に林業経営を担い得る有望な人材として期待される青年に対し、就業準備のための給付金を支給するとともに、就職氷河期世代を含む幅広い世代を対象にトライアル雇用(短期研修)等の実施を支援した。

また、新規就業者に対しては、段階的かつ体系的な研修カリキュラムにより、安全作業等に必要な知識、技術及び技能の習得に関する研修を実施するとともに、定着率の向上に向けた就業環境の整備を支援した。一定程度の経験を有する者に対しては、工程・コスト管理等のほか、関係者との合意形成や労働安全衛生管理等に必要な知識、技術及び技能の習得に関するキャリアアップ研修を実施した。これらの研修修了者については、農林水産省が備える名簿に統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)等として登録することにより林業就業者のキャリア形成を支援した。

#### イ　雇用管理の改善

都道府県及び林業労働力確保支援センターによる林業経営体の社会保険及び退職金制度への加入状況等に応じた雇用管理改善の指導を促進するとともに、労働者の働きやすい環境を整備し魅力的な職場をつくるため、林業「働き方改革」の手引きの活用を推進した。また、林業従事者の技能向上や処遇改善につながるよう、技能検定制度への林業の追加に向けた取組を支援した。

#### ウ　労働安全衛生の向上

労働安全対策を強化するための、安全な伐木技術の習得など就業者の技能向上のための研修や林業労働安全に資する最新装置等を活用した研修、労働安全衛生装備・装置の導入支援、林業経営体への安全巡回指導、振動障害及び蜂刺傷災害の予防対策、労働安全衛生マネジメントシステムの普及啓発等を実施した。

また、林業経営体の自主的な安全活動を促進するため、労働安全コンサルタントの活用を推進した。さらに、林業・木材産業における労働災害の情報収集・分析を行い、就業者の安全確保のための普及啓

発等を実施した。

このほか、令和２（2020）年２月に策定した「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」に基づく取組の推進を図った。

## ３　林業災害による損失の補塡

災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに林業経営の安定を図るため、国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う火災、気象災及び噴火災による森林の損害を補塡する森林保険の普及に引き続き努めた。

# Ⅲ　林産物の供給及び利用の確保に関する施策

## １　原木の安定供給体制の構築

### （１）原木供給力の増大

施業の集約化に加え、面的にまとまった共有林での施業促進等の取組を通じ、作業ロットの拡大を図った。また、川上から川下までの事業者が連携し、生産・加工・流通コストの削減を図るべく、木材製品を安定的に供給するための木材加工流通施設の整備のほか、豊富な森林資源を循環利用するために、森林経営の基盤となる路網の整備、間伐材生産や主伐・再造林の一貫作業等を推進した。さらに、原木の安定調達のために川中事業者が自ら森林経営に乗り出す際の山林取得に必要な借入金に対して利子助成を行った。

### （２）望ましい安定供給体制への転換

個々の林業経営体による小規模・分散的な原木供給体制から原木を取りまとめて供給する体制への転換に向けて、広域化している木材流通に対応しつつ、民有林と国有林が連携した取組も含めた原木の工場直送及び協定取引、原木市場による集荷等に必要な施設整備を支援するとともに国産材の安定供給体制の構築に向けた需給情報連絡協議会を開催し、木材不足・価格高騰（いわゆるウッドショック）への対応も含め、川上から川下までの関係者が木材等の需給情報の収集・共有を図った。

### （３）マッチングの円滑化

需給ギャップを解消し、原木の適時適切な供給を実現するため、サプライチェーンマネジメント推進フォーラムを設置し、川上から川下までの事業者のマッチングや、ICTを活用して木材需給情報を収集・分析・発信する取組等を支援した。

## ２　木材産業の競争力強化

### （１）木材加工・流通体制の整備

地域における森林資源、施設の整備状況等を踏ま

えながら、製材工場等の規模ごとの強みを活かした木材加工流通体制の整備を進めるため、

① CLT等の新たな製品への供給を始めとする需要者ニーズに適確に対応した地域材の安定的かつ効率的な供給体制の構築とともに、コロナ禍の新たな日常に対応した省人化・省力化や労働安全への配慮など労働環境の向上にも資する木材加工流通施設等の整備の支援

② 生産性向上等の体質強化を図るための木材加工流通施設の整備、間伐材の生産、路網の整備等の一体的な支援

③ 地域材の供給力の増大と品質及び性能の確かな木材製品の安定供給のための木材加工設備についてのリースによる導入支援

④ 製材業、合板製造業等を営む企業が実施する設備導入に対する利子の一部助成

等を実施した。

### (2)品質及び性能の確かな製品供給等

品質及び性能の確かな製品を供給できるようにするため、乾燥施設の整備、製材及び乾燥技術の開発等を支援するとともに、JASマーク等による品質及び性能の表示を促進した。

### (3)地域材の高付加価値化

川上から川下までの事業者が連携した顔の見える木材を使用した付加価値の高い構造材、内装材、家具、建具等の普及啓発等の取組を支援した。

## 3 新たな木材需要の創出

### (1)公共建築物及び民間非住宅並びに土木分野等への利用拡大

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号。以下「木材利用促進法」という。)第10条第1項に基づき、木材利用促進本部において、公共建築物だけでなく建築物全体を対象とする「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を策定し、関係省庁と連携して同方針に基づく施策を推進した。また、創設された「建築物木材利用促進協定制度」の周知を行うとともに、協定内容に基づき、協定締結者への支援を行った。

**ア 公共建築物**

木材利用促進法第10条第2項第4号に規定する各省各庁の長が定める「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」に基づいた各省各庁の木材利用の取組を進め、国自らが率先して木材利用を推進するとともに、木材利用促進法第11条第1項に規定する都道府県方針の改定及び木材利用促進法第12条第1項に規定する市町村方針の作成・改定を支援した。

また、地域で流通する木材の利用の一層の拡大に向けて、設計上の工夫や効率的な木材調達に取り組むモデル性の高い木造公共建築物等の整備を支援した。

さらに、低層の公共建築物のうち民間事業者が整備するものが全体の6割以上を占めることから、民間事業者が主導する公共建築物等の木造化・木質化を推進するため、地域への専門家派遣や地域での取組を分析・普及する取組等を支援した。

このほか、木造公共建築物を整備した者等に対する利子助成等を実施した。

**イ 民間非住宅、土木分野等**

CLT等新たな建築部材の利用促進のため、CLTを用いた街づくり等の実証や技術基準の整備に必要なデータ収集等を推進した。また、低コスト化に向けた製品や技術開発を行う民間事業者等の取組を支援した。

都市部での木材需要の拡大に向けた木質建築資材(JAS構造材、木質耐火部材、内装材等)の建築の実証に対する支援を実施した。

さらに、非住宅分野を中心に木造建築の需要を開拓し、品質及び性能の確かなJAS構造材の積極的な活用を促進するため、「JAS構造材活用拡大宣言」を行う工務店等の登録及び公表による事業者の見える化を行った。また、登録事業者が木造非住宅分野を中心にJAS構造材を活用して、今後類似事例の拡大が期待できる建築を実証的に行う取組を支援した。

くわえて、CLTを用いた木造建築物の設計ができる設計者等を育成する取組を支援した。

また、民間建築物における木材利用を促進するため、需要サイドとしての課題・条件の整理や木材供給者への条件の提示を行う取組について支援を行うとともに、「民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会（通称：ウッド・チェンジ協議会）」を設置し、川上から川下までの各界の関係者が一堂に会して、木材利用拡大に向けた課題やその解決方法等について意見交換を行った。また、オフィス等の内装木質化等や当該施設の利用者の評価等、木質化の効果を見える化し、普及する取組を支援した。くわえて、これまで木材利用が低位であった非住宅及び住宅の外構部における木質化の実証の取組を支援した。

このほか、土木分野等における木材利用について、取組事例の紹介等により普及を行った。

### （２）木質バイオマスの利用

地域における林業・木材産業と発電事業等が一体となって長期安定的な事業を進めることを目指し、経済産業省、都道府県等と連携し、未利用木質資源の木質バイオマスの利用促進や、発電施設の原料調達の円滑化等に資する取組を進めるとともに、木質燃料製造施設、木質バイオマスボイラー等の整備を支援した。

特に、森林資源をマテリアルやエネルギーとして地域内で持続的に活用するため、市町村が中心となって、地域産業及び地域住民が参画し、担い手確保から発電・熱利用に至るまで、低コスト化や森林関係者への利益還元を図る集落を主な対象とした「地域内エコシステム」の構築に向け、技術者の現地派遣や相談対応等の技術的サポートを行う体制の確立、関係者による協議会の運営、小規模な技術開発等を支援した。

さらに、スギを原料とする改質リグニンをはじめとする木質マテリアルを利用した高付加価値製品の製造技術や利用技術の開発、実証等を支援した。

### （３）木材等の輸出促進

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和２（2020）年12月15日策定）に基づき、日本産木材を利用した住宅や防腐処理木材等の付加価値の高い木材製品の輸出を、中国や韓国、米国、台湾等にも拡大していくため、木材輸出に関する情報や事例を収集し、国内外の事業者等に広く提供するとともに、日本産木材の認知度向上、日本産木材製品のブランド化の推進、ターゲットを明確にした販売促進等に取り組んだ。具体的には、

① 木造建築の技術者育成に資する海外の設計者や国内の留学生等を対象とした木造技術講習会の開催
② 企業間の連携による付加価値の高い木材製品の輸出体制の構築
③ 日本産木材を利用したモデル住宅等の展示やセミナーの開催、海外見本市での出展等による日本産木材製品の普及・PR
④ 海外における高耐久木材の規格や市場動向等に関する調査
⑤ 輸出先国のニーズや規格・基準等に対応した技術開発

等の取組を支援した。

このほか、将来的な輸出拡大に向け、森林認証材の需要拡大を図るため、消費者や需要者向けイベントの開催等、森林認証材の普及啓発等の取組を支援した。

## ４　消費者等の理解の醸成

広く一般消費者を対象に木材利用の意義を広め、木材利用を拡大していくための国民運動である「木づかい運動」を始め消費者のウッド・チェンジにつながる具体的行動を促進するため、

① デジタル技術を活用した情報発信等を含む各種普及啓発活動
② 木材を活用した様々な製品や取組を幅広く表彰する活動
③ 子供から大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学ぶ「木育（もくいく）」の取組
④ 林福連携で行う優れた地域材製品の開発・製作の取組

等を支援した。

また、「木づかい」を含む国民参加の森林づくりに関する広報やイベント開催による普及啓発等の取組を関係団体と連携して実施した。

## 5　林産物の輸入に関する措置

国際的な枠組みの中で、持続可能な森林経営、違法伐採対策、輸出入に関する規制等の情報収集・交換、分析の充実等の連携を図るとともに、TPP11協定や日EU・EPA等の締結・発効された協定に基づく措置の適切な運用を図った。また、経済連携協定等の交渉に当たっては、各国における持続可能な開発と適正な貿易を確保し、国内の林業・木材産業への影響に配慮しつつ対処した。

# Ⅳ　東日本大震災からの復旧・復興に関する施策

### （1）被災した海岸防災林の復旧及び再生

潮害、飛砂、風害の防備等の災害防止機能を有し、地域の生活環境の保全に重要な役割を果たしている海岸防災林について、被災箇所ごとの地形条件、地域の合意形成の状況等を踏まえながら、津波に対する減災機能も考慮した復旧及び再生を推進した。

なお、実施に当たっては、NPO等の民間団体からの協力も得ながら取り組んだ。

### （2）放射性物質の影響がある被災地の森林・林業の再生

東京電力福島第一原子力発電所事故により放射性物質に汚染された森林について、汚染実態を把握するため、樹冠部から土壌中まで階層ごとに分布している放射性物質の挙動に係る調査及び解析を行った。また、避難指示解除区域等において、林業の再生を円滑に進められるよう実証事業等を実施するとともに、被災地における森林整備を円滑に進めるため、しいたけ原木生産のための里山の広葉樹林の計画的な再生等に向けた取組、樹皮（バーク）等の有効活用に向けた取組、森林整備を実施する際に必要な放射性物質対策等を推進した。さらに、林業の再生に向けた情報の収集･整理、情報発信等を実施した。

消費者に安全な木材製品を供給するため、木材製品、作業環境等に係る放射性物質の調査及び分析、放射性物質測定装置の設置や風評被害防止のための普及啓発による木材製品等の安全証明体制の構築を支援した。

このほか、放射性物質の影響により製材工場等に滞留するおそれがある樹皮（バーク）の処理費用等の立替えを支援した。

### （3）放射性物質の影響に対応した安全な特用林産物の供給確保

被災地における特用林産物の産地再生に向けた取組を進めるため、次期生産に必要な生産資材の導入を支援するとともに、安全なきのこ等の生産に必要な簡易ハウス等の防除施設等の整備を支援した。

また、都県が行う放射性物質の検査を支援するため、国においても必要な検査を実施した。

### （４）東日本大震災からの復興に向けた木材等の活用

被災地域の林業・木材産業の復興を図るため、地域で流通する木材を活用した木造建築等の普及を推進した。

また、復興に向け、被災地域における木質バイオマス関連施設、木造公共建築物等の整備を推進した。

# Ⅴ　国有林野の管理及び経営に関する施策

## １　公益重視の管理経営の一層の推進

国有林野は、国土保全上重要な奥地脊梁（せきりょう）山地や水源地域に広く分布するなど国民生活に重要な役割を果たしており、さらに、民有林への指導やサポート等を通じて、林業の成長産業化に貢献するよう、「国民の森林（もり）」として管理経営する必要がある。

このため、公益重視の管理経営を一層推進する中で、組織・技術力・資源を活用し、森林・林業施策全体の推進に貢献するよう、「森林・林業基本計画」等に基づき、次の施策を推進した。

### （１）多様な森林整備の推進

「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和26年法律第246号）等に基づき、31森林計画区において、地域管理経営計画、国有林野施業実施計画及び国有林の地域別の森林計画を策定した。

この中で国民のニーズに応えるため、個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、山地災害防止タイプ、自然維持タイプ、森林空間利用タイプ、快適環境形成タイプ及び水源涵（かん）養タイプに区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して適切な森林の整備を推進した。その際、地球温暖化防止や生物多様性の保全に貢献するほか、地域経済や山村社会の持続的な発展に寄与するよう努めた。具体的には、人工林の多くが間伐等の必要な育成段階にある一方、資源として利用可能な段階を迎えていることを踏まえ、間伐を推進するとともに、針広混交林へ導くための施業、長伐期施業、一定の広がりにおいて様々な育成段階や樹種から構成される森林のモザイク的配置への誘導等を推進した。なお、主伐の実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図った。

また、林道及び主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割等に応じて適切に組み合わされた路網の整備を、自然条件や社会的条件の良い

森林において重点的に推進した。

さらに、国有林野及びこれに隣接・介在する民有林野の公益的機能の維持増進を図るため、「公益的機能維持増進協定制度」を活用した民有林野との一体的な整備及び保全の取組を推進した。

### (2)治山事業の推進

国有林野の9割が保安林に指定されていることを踏まえ、保安林の機能の維持・向上に向けた森林整備を計画的に進めた。

国有林野内の治山事業においては、近年頻発する集中豪雨や地震・火山等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止し、軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、民有林野における国土保全施策との一層の連携により、効果的かつ効率的な治山対策を推進し、地域の安全と安心の確保を図った。

具体的には、荒廃山地の復旧等と荒廃森林の整備の一体的な実施、予防治山対策や火山防災対策の強化、治山施設の機能強化を含む長寿命化対策やコスト縮減対策、海岸防災林の整備・保全対策、大規模災害発生時における体制整備等を推進した。また、民有林と国有林の連携による計画的な事業の実施や他の国土保全に関する施策と連携した流木災害対策の実施、工事実施に当たっての木材の積極的な利用及び生物多様性の保全等に配慮した治山対策の実施を推進した。

### (3)生物多様性の保全

生物多様性の保全の観点から、原生的な天然林や、希少な野生生物の生育・生息の場となる森林である「保護林」や、これらを中心としたネットワークを形成して野生生物の移動経路となる「緑の回廊」において、モニタリング調査等を行いながら適切な保全・管理を推進した。渓流沿いや尾根筋等の森林については、保護樹帯として保全することを通じて、生物多様性の保全に努めた。その他の森林については、適切な間伐の実施等、多様で健全な森林の整備及び保全を推進した。

また、野生生物や森林生態系等の状況を適確に把握し、自然再生の推進や国内希少野生動植物種の保護を図る事業等を実施した。

さらに、世界自然遺産及びその推薦地における森林の保全対策を推進するとともに、世界文化遺産登録地等に所在する国有林野において、森林景観等に配慮した管理経営を行った。

森林における野生鳥獣被害防止のため、広域的かつ計画的な捕獲と効果的な防除等を実施した。また、地域住民等の多様な主体との連携により集落に近接した森林の整備を行い、明るく見通しのよい空間(緩衝帯)づくりを行うなど、野生鳥獣が警戒して出没しにくい地域づくりのための事業等を実施した。

登山利用等による来訪者の集中により植生の荒廃等が懸念される国有林野において、グリーン・サポート・スタッフ(森林保護員)による巡視や入林者へのマナーの啓発を行うなど、きめ細やかな森林の保全・管理活動を実施した。

## 2　林業の成長産業化への貢献

### (1)森林施業の低コスト化の推進と技術の普及

路網と高性能林業機械とを組み合わせた効率的な間伐、コンテナ苗を活用し伐採から造林までを一体的に行う「一貫作業システム」、複数年契約による事業発注等、低コストで効率的な作業システム、先端技術を活用した木材生産等の実証を推進した。

これらの取組について、各地での事業展開を図るため、現地検討会等を開催し、地域の林業関係者との情報交換を行うなど、民有林への普及・定着に努めた。また、民有林経営への普及を念頭に置いた林業の低コスト化等に向けた技術開発に産官学連携の下で取り組んだ。

さらに、林業事業体の創意工夫を促進し、施業提案や集約化の能力向上等を支援するため、国有林野事業の発注等を通じた林業事業体の育成を推進した。

### (2)樹木採取権制度の推進

効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、国有林野の一定区域において、公益的機能を確保しつつ、一定期間、安定的に樹木を採取できる権利を設定する「樹木採取権制度」のパイロット的な取組

を推進した。

### （３）民有林との連携

「森林共同施業団地」を設定し、民有林と国有林が連携した事業計画の策定に取り組むとともに、民有林と国有林を接続する効率的な路網の整備や連携した木材の供給等、施業集約に向けた取組を推進した。

森林総合監理士等の系統的な育成に取り組み、地域の林業関係者の連携促進や、森林管理署等と都道府県の森林総合監理士等の連携による「技術的援助等チーム」の設置等を通じた市町村森林整備計画の策定とその達成に向けた支援等を行った。

また、事業発注や国有林野の多種多様なフィールドを活用した現地検討会等の開催を通じて民有林の人材育成支援に取り組むとともに、森林・林業関係の教育機関等において、森林・林業に関する技術指導等に取り組んだ。

さらに、「林業成長産業化地域」において、民有林と連携した供給先確保等の取組を行った。

### （４）木材の安定供給体制の構築

適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めるとともに、その推進に当たっては、需要先との協定取引を行う国有林材の安定供給システムによる販売等において国有林材の戦略的な供給に努めた。その際、間伐材の利用促進を図るため、列状間伐や路網と高性能林業機械の組合せ等による低コストで効率的な作業システムの定着に取り組んだ。

また、国産材の安定供給体制の構築のため、民有林材を需要先へ直送する取組の普及及び拡大などを推進した。このほか、民有林からの供給が期待しにくい大径長尺材等の計画的な供給に取り組むとともに、インターネット等を活用した事業量の公表を行った。

さらに、国産材の１割強を供給し得る国有林の特性を活かし、地域の木材需要が急激に増減した場合に、必要に応じて供給時期の調整等を行うため、地域の需給動向、関係者の意見等を迅速かつ適確に把握するとともに、木材不足･価格高騰（いわゆるウッドショック）に伴う国産材への代替需要に対応するため、素材生産事業の早期発注や立木販売物件の前倒し販売など地域の状況に応じて対策を講じた。

## ３　「国民の森林（もり）」としての管理経営と国有林野の活用

### （１）「国民の森林（もり）」としての管理経営

国有林野の取組について国民との多様な情報受発信に努め、国民の期待や要請に適切に対応していくため、情報の開示や広報の充実を進めるとともに、森林計画の策定等の機会を通じて国民の要請の適確な把握とそれを反映した管理経営の推進に努めた。

体験活動及び学習活動の場としての「遊々（ゆうゆう）の森」の設定及び活用を図るとともに、農山漁村における体験活動と連携し、森林・林業に関する体験学習のためのプログラムの作成及び学習コース等のフィールドの整備を行い、それらの情報を提供するなど、学校、NPO、企業等の多様な主体と連携して、都市や農山漁村等の立地や地域の要請に応じた森林環境教育を推進した。

また、NPO等による森林（もり）づくり活動の場としての「ふれあいの森」、伝統文化の継承や文化財の保存等に貢献する「木の文化を支える森」、企業等の社会貢献活動の場としての「法人の森林（もり）」や「社会貢献の森」等、国民参加の森林（もり）づくりを推進した。

### （２）国有林野の活用

国有林野の所在する地域の社会経済状況、住民の意向等を考慮して、地域における産業の振興及び住民の福祉の向上に資するよう、貸付け、売払い等による国有林野の活用を積極的に推進した。

その際、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮しつつ、再生可能エネルギー源を利用した発電に資する国有林野の活用にも努めた。

さらに、「レクリエーションの森」について、民間活力を活かしつつ、利用者のニーズに対応した施設の整備や自然観察会等を実施するとともに、特に「日本美しの森（にっぽんうつく） お薦め国有林」において、重点的に、観光資源としての魅力の向上のための環境整備やワーケーション環境の整備、外国人も含む旅行者に

向けた情報発信等に取り組み、更なる活用を推進した。

## Ⅵ　団体の再編整備に関する施策

森林組合が、国民や組合員の信頼を受け、地域の森林施業や経営の担い手の中心として、「森林経営管理制度」においても重要な役割を果たすことができるよう、森林組合の合併や経営基盤の強化、内部牽制体制の構築、法令等遵守（コンプライアンス）意識の徹底、経営の透明性の確保等、事業・業務執行体制の強化及び体質の改善に向けた指導を行った。

また、施業集約化の促進や生産性向上等による効率的な事業基盤の整備、原木の安定供給体制の構築、組合員・社会に信頼される開かれた組織づくり、これらの取組の適確なフォローアップ等を内容とする森林組合系統運動方針の実効性の確保に向けた指導を行うとともに、令和２（2020）年の「森林組合法」（昭和53年法律第36号）の改正により措置した、①組合間の多様な連携手法の導入、②正組合員資格の拡大、③事業の執行体制の強化等により森林組合が経営基盤の強化を図るための指導を行った。

# 令和４年度
# 森林及び林業施策

第208回国会（常会）提出

## 目　次


**概　説** …… 1
1　施策の背景（基本的認識） …… 1
2　財政措置…… 1
3　税制上の措置…… 2
4　金融措置…… 3
5　政策評価…… 3

**Ⅰ　森林の有する多面的機能の発揮に関する施策** …… 4
1　適切な森林施業の確保…… 4
2　面的なまとまりをもった森林管理…… 4
3　再造林の推進…… 5
4　野生鳥獣による被害への対策の推進…… 5
5　適切な間伐等の推進…… 5
6　路網整備の推進…… 5
7　複層林化と天然生林の保全管理等の推進…… 6
8　カーボンニュートラル実現への貢献…… 6
9　国土の保全等の推進…… 7
10　研究・技術開発及びその普及…… 8
11　新たな山村価値の創造…… 9
12　国民参加の森林（もり）づくり等の推進…… 10
13　国際的な協調及び貢献…… 10

**Ⅱ　林業の持続的かつ健全な発展に関する施策**…… 11
1　望ましい林業構造の確立…… 11
2　担い手となる林業経営体の育成…… 12
3　人材の育成・確保等…… 13
4　林業従事者の労働環境の改善…… 13
5　森林保険による損失の補塡…… 14
6　特用林産物の生産振興…… 14

**Ⅲ　林産物の供給及び利用の確保に関する施策**…… 14
1　原木の安定供給…… 14
2　木材産業の競争力強化…… 14
3　都市等における木材利用の促進…… 15
4　生活関連分野等における木材利用の促進…… 16
5　木質バイオマスの利用…… 16
6　木材等の輸出促進…… 16
7　消費者等の理解の醸成…… 16
8　林産物の輸入に関する措置…… 17

**Ⅳ　国有林野の管理及び経営に関する施策** …… 17
1　公益重視の管理経営の一層の推進…… 17
2　森林・林業の再生への貢献…… 18
3　「国民の森林（もり）」としての管理経営と国有林野の活用 …… 19

**Ⅴ　その他横断的に推進すべき施策** …… 20
1　デジタル化の推進 …… 20
2　新型コロナウイルス感染症への対応…… 20
3　東日本大震災からの復興・創生…… 20

**Ⅵ　団体に関する施策** …… 21

# 概説

## 1　施策の背景（基本的認識）

我が国の森林は、国土の約３分の２を占め、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。それらの機能を持続的に発揮させていくためには、将来にわたり、森林を適切に整備及び保全していかなければならない。

また、木材を利用することは、森林整備の促進のみならず、二酸化炭素の排出抑制及び炭素の貯蔵を通じて、循環型社会の実現に寄与する。

森林・林業政策については、林業・木材産業の成長産業化を図った結果、十分な成長量と森林蓄積を維持しつつ木材供給量は拡大し、林業産出額や従事者所得の増加を実現するなど一定の成果を上げてきた。他方、その過程において、伐採しやすい箇所に皆伐が偏り再造林がなされない森林が見受けられる、豪雨の増加等により山地災害が頻発するといった、多面的機能の発揮に支障を及ぼしかねない新たな課題も生じている。

また、我が国の経済社会は、急速な少子高齢化と人口減少による経済停滞・地方の衰退が懸念され、地球温暖化に伴う気候変動の影響が各方面で表れるなど、大きな情勢の変化が生じている。これらの課題に対処していくためには、短期的な効率性や合理性のみを重視するのではなく、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指していくこと、すなわち、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組が重要であり、森林・林業・木材産業分野においても必要となる視点である。

このような状況を踏まえ、令和３（2021）年６月には、新たな「森林・林業基本計画」が閣議決定され、今後の森林・林業・木材産業に関する各種施策の基本的な方向が明らかにされたところである。

令和４（2022）年度においては、新たな「森林・林業基本計画」に基づき、①森林資源の適正な管理及び利用、②「新しい林業」に向けた取組の展開、③木材産業の「国際競争力」と「地場競争力」の強化、④都市等における「第２の森林」づくり、⑤新たな山村価値の創造、という５つの柱を通じて、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、カーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現するための取組を推進する。

## 2　財政措置

### （１）財政措置

令和４（2022）年度林野庁関係当初予算においては、一般会計に非公共事業費約1,013億円、公共事業費約1,972億円を計上する。本予算において、

① 間伐や主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良等を推進する「森林整備事業」

② 激甚かつ同時多発化する災害に対し、国土強靱化を図るため、流域治水との連携強化や山地災害への機動力の向上、津波に強い海岸防災林の整備を推進する「治山事業」

③ 「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」として、

（ア）新技術の導入により収益性等の向上につながる経営モデルの実証等を支援する「「新しい林業」に向けた林業経営育成対策」

（イ）長期にわたる持続的な林業経営を確立するための取組を総合的に支援する「林業・木材産業成長産業化促進対策」

（ウ）新技術の開発・実証や実装を支援する「林業イノベーション推進総合対策」

（エ）都市部における木材利用の強化や建築用木材の供給体制の強化を支援する「建築用木材供給・利用強化対策」

（オ）非住宅建築物等の木造化や、木材輸出等による木材の需要拡大を支援する「木材需要の創出・輸出力強化対策」

（カ）植樹等の森林づくりや木材利用を国民運動として進めていくための取組を支援する「カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策」

④ 林業への新規就業者の育成・定着及びこれからの林業経営を担う人材の育成に向けた取組を支援する「「緑の人づくり」総合支援対策」

**直近３か年の林業関係予算の推移**

（単位：億円、%）

| 区　　分 | 令和2（2020）年度 | | 令和3（2021）年度 | | 令和4（2022）年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 公共事業費 | 1,931 | （100.1） | 1,969 | （102.0） | 1,972 | （100.2） |
| 非公共事業費 | 1,075 | （101.1） | 1,064 | （99.0） | 1,013 | （95.2） |
| 国有林野事業債務管理特別会計 | 3,646 | （101.9） | 3,616 | （99.2） | 3,546 | （98.1） |
| 東日本大震災復興特別会計 | | | | | | |
| （公共事業） | 114 | （52.9） | 53 | （46.1） | 52 | （99.4） |
| （非公共事業） | 48 | （96.8） | 45 | （93.3） | 50 | （111.6） |

注１：当初予算額であり、（　　）は前年度比率。上記の他、農山漁村地域整備交付金、農山漁村振興交付金及び官民一体となった海外での販売力の強化に、林野関係事業を措置している。
２：デジタル庁計上の政府情報システム予算を含む。
３：令和３（2021）年度については、公共事業費に含まれていたデジタル庁計上経費について非公共事業費に組替え計上したため、前年度資料と一致しない。

⑤　森林・山村の多面的機能の発揮や山村地域の活性化を図る取組を支援する「森林・山村多面的機能発揮対策」
⑥　花粉症対策苗木への植替え等を支援する「花粉発生源対策推進事業」
⑦　シカ被害を効果的に抑制するための取組等を支援する「シカ等による森林被害緊急対策事業」
等に取り組む。

また、東日本大震災復興特別会計に非公共事業費約50億円、公共事業費約52億円を盛り込む。

### （２）森林・山村に係る地方財政措置

「森林・山村対策」、「国土保全対策」等を引き続き実施し、地方公共団体の取組を促進する。

「森林・山村対策」としては、
①　公有林等における間伐等の促進
②　国が実施する「森林整備地域活動支援交付金」と連携した施業の集約化に必要な活動
③　国が実施する「緑の雇用」新規就業者育成推進事業等と連携した林業の担い手育成及び確保に必要な研修
④　民有林における長伐期化及び複層林化と林業公社がこれを行う場合の経営の安定化の推進
⑤　地域で流通する木材の利用のための普及啓発及び木質バイオマスエネルギー利用促進対策
⑥　市町村による森林所有者情報の整備
等に要する経費等に対して、地方交付税措置を講ずる。

「国土保全対策」としては、ソフト事業として、U･Iターン受入対策、森林管理対策等に必要な経費に対する普通交付税措置及び上流域の水源維持等のための事業に必要な経費を下流域の団体が負担した場合の特別交付税措置を講ずる。また、公の施設として保全及び活用を図る森林の取得及び施設の整備、農山村の景観保全施設の整備等に要する経費を地方債の対象とする。

さらに、森林吸収源対策等の推進を図るため、林地台帳の運用、森林所有者の確定等、森林整備の実施に必要となる地域の主体的な取組に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずる。

## ３　税制上の措置

林業に関する税制について、令和４（2022）年度税制改正において、
①　山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を２年延長すること（所得税）
②　森林組合等の合併に係る課税の特例措置について、適用対象から出資を有しない組合のみで行う合併を除外した上、その適用期限を３年延長すること（法人税）
③　新型コロナウイルス感染症により影響を受けた

事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税措置の適用期限を１年延長すること（印紙税）

等の措置を講ずる。

## ４　金融措置

### （１）株式会社日本政策金融公庫資金制度

株式会社日本政策金融公庫の林業関係資金については、造林等に必要な長期低利資金について貸付計画額を229億円とする。沖縄県については、沖縄振興開発金融公庫の農林漁業関係貸付計画額を110億円とする。

森林の取得、木材の加工・流通施設等の整備、災害からの復旧を行う林業者等に対する利子助成を実施する。

東日本大震災により被災した林業者等に対する利子助成を実施するとともに、無担保・無保証人貸付けを実施する。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者等に対し、実質無利子･無担保等貸付けを実施する。

### （２）林業・木材産業改善資金制度

経営改善等を行う林業者・木材産業事業者に対する都道府県からの無利子資金である林業・木材産業改善資金について貸付計画額を38億円とする。

### （３）木材産業等高度化推進資金制度

林業経営の基盤強化並びに木材の生産及び流通の合理化又は木材の安定供給を推進するための木材産業等高度化推進資金について貸付枠を600億円とする。

### （４）独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証制度

林業経営の改善等に必要な資金の融通を円滑にするため、独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証や林業経営者に対する経営支援等の活用を促進する。

債務保証を通じ、重大な災害からの復旧、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」（平成８年法律第47号）に係る取組及び事業承継・創業等を支援するための措置を講ずる。

東日本大震災により被災した林業者等に対する保証料の助成等を実施する。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者等に対し、実質無担保等により債務保証を行うとともに、保証料を実質免除する。

### （５）林業就業促進資金制度

新たに林業に就業しようとする者の円滑な就業を促進するため、新規就業者や認定事業主に対する研修受講や就業準備に必要な資金の林業労働力確保支援センターによる貸付制度を通じた支援を行う。

## ５　政策評価

効果的かつ効率的な行政の推進、行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、５年ごとに定める「農林水産省政策評価基本計画」及び毎年度定める「農林水産省政策評価実施計画」により、事前評価（政策を決定する前に行う政策評価）や事後評価（政策を決定した後に行う政策評価）を実施することとし、特に実績評価においては、「森林・林業基本計画」に基づき設定した51の測定指標について、令和３（2021）年度中に実施した政策に係る進捗を検証する。

# Ⅰ　森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

## １　適切な森林施業の確保

### （１）森林計画制度の下での適切な施業の推進

地域森林計画や市町村森林整備計画において、地域ごとに目標とする主伐量や造林量、発揮が期待される機能に応じたゾーニング等を定め、森林所有者等による造林、保育、伐採その他の森林施業の適切な実施を推進する。また、特に植栽による更新に適した区域の設定のほか、計画策定時に森林資源の保続が可能な主伐量の上限の検討等を進めるよう促し、再造林の実施をより効果的に促進する。

くわえて、森林総合監理士等が、市町村への技術的な支援等を適切に担うことができるよう、技術者継続教育（CPD＊1）等による技術水準の向上を図りつつ、その育成・確保を図る。

### （２）適正な伐採と更新の確保

適正な伐採と更新の確保に向け、伐採造林届出書及び森林の状況報告書に係る伐採権者と造林権者の役割等の明確化や集材路の作設などの搬出方法に対する指導体制の確立などの運用見直しに基づき、伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の適正な運用を図る。

また、衛星画像を活用した伐採箇所の効率的な把握などを促し、無断伐採の発生防止に向けた取組を推進する。

## ２　面的なまとまりをもった森林管理

### （１）森林の経営管理の集積等

森林経営計画の作成に向け、市町村や森林組合等による森林情報の収集、森林調査、境界の明確化、森林所有者の合意形成の活動及び既存路網の簡易な改良に対する支援を行うとともに、施業提案や森林境界の確認の手法として３次元地図や過去の空中写真等の森林情報の活用を推進することにより、施業の集約化の促進を図る。

さらに、森林経営計画に基づき面的まとまりを持って森林施業を行う者に対して、間伐等やこれと一体となった森林作業道の開設等を支援するとともに、税制上の特例措置や融資条件の優遇措置を講ずる。また、適切な経営管理が行われていない森林については、「森林経営管理制度」の下で、市町村が仲介役となり、林業経営者へ森林の経営管理の集積・集約化を図る。

くわえて、森林経営管理制度の円滑な運用を図るため、市町村への指導・助言を行うことができる技術者の養成を進めるとともに、全国の知見・ノウハウを集積・分析し、市町村等への提供を行う。あわせて、技術者の技術水準の向上を図るため、国有林をフィールドとした技術者継続教育（CPD）等を実施する。

このほか、民有林と国有林が連携した森林共同施業団地の設定等の取組を推進する。

所有者不明の森林については、森林経営管理制度等の活用による所有者情報の把握・確認が進むよう取組を促すとともに、森林経営管理制度の特例措置の円滑な運用に向けた知見等の整備を行う。また、共有林の共有者の一部の所在が不明である場合等には、「共有者不確知森林制度」の活用による森林の適切な整備を促す。

### （２）森林関連情報の整備・提供

森林関連情報については、レーザ測量等のリモートセンシング技術を活用し、森林資源情報の精度向上を図る。また、都道府県ごとに導入している標準仕様書に基づく森林クラウドにデータを集積し、情報の共有化と高度利用を促進する。

森林の土地の所有者届出制度や精度向上に向けた調査等により得られた情報の林地台帳への反映を促進する。

適正な森林管理、地域森林計画等の樹立及び学術研究の発展に資するため、林況や生物多様性等の森林経営の基準・指標に係るデータを継続的に把握する森林資源モニタリングを引き続き実施し、データ

＊1　「Continuing Professional Development」の略。

の公表・活用を進める。

## 3　再造林の推進

### (1)優良種苗の安定的な供給

造林コストの早期回収が期待できる早生樹やエリートツリーの普及を加速するとともに、優良種苗を低コストかつ安定的に供給する体制を構築するため、早生樹母樹林の保全・整備、原種増産技術の開発、採種園等の造成・改良、コンテナ苗の生産施設の整備や生産技術の向上に向けた研修等の取組を推進する。

### (2)造林適地の選定

林業に適した林地における再造林の実効性を高めていくため、林野土壌調査等の過去文献やレーザ測量などを活用し、造林適地を抽出する技術の高度化に取り組む。また、市町村森林整備計画において「木材等生産機能維持増進森林」として適切にゾーニングできるよう、これらの技術の普及を図る。さらに、令和３(2021)年３月に改正した「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(平成20年法律第32号。以下「間伐等特措法」という。)に基づく新たな措置により、自然的・社会的な条件からみて植栽に適した区域における再造林を促進する。

### (3)造林の省力化と低コスト化

伐採と造林の一貫作業や低密度植栽、エリートツリー等の植栽による下刈り回数の削減等の効率的な施業の導入や造林の実施に必要な設計・施工管理のリモートセンシング技術による効率化を推進するとともに、省力化・低コスト化に資する成長に優れた品種の開発を進めるほか、苗木生産施設等の整備への支援及び再造林作業を省力化する林業機械の開発に取り組む。

また、国有林のフィールドや技術力等を活かし、低コスト造林技術の開発・実証等に取り組む。

## 4　野生鳥獣による被害への対策の推進

森林整備と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設の整備や野生鳥獣の捕獲の支援を行うとともに、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、シカ被害を効果的に抑制するための都道府県による広域的な予防的捕獲の取組や林業関係者による捕獲効率向上対策、情報通信技術(ICT)等を活用した捕獲技術等の開発･実証を推進する。くわえて、近年、顕在化しつつあるノウサギ被害の対策手法の確立に向けた実証を行う。

また、野生鳥獣による被害が発生している森林等において、「森林法」(昭和26年法律第249号)に基づく市町村森林整備計画等における鳥獣害防止森林区域の設定を通じた被害対策や、地域の実情に応じた野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林への誘導など野生鳥獣との共存に配慮した対策を推進する。

## 5　適切な間伐等の推進

不在村森林所有者の増加等の課題に対処するため、地域に最も密着した行政機関である市町村が主体となった森林所有者の確定及び境界の明確化や林業の担い手確保等のための施策を講ずるとともに、森林経営計画に基づき面的まとまりを持って実施される間伐等を支援するほか、「間伐等特措法」等に基づき市町村による間伐等の取組を進めることなどにより、森林の適切な整備を推進する。また、市町村による森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用した間伐等を進める。

## 6　路網整備の推進

傾斜区分と作業システムに応じた目指すべき路網密度の水準を踏まえつつ、林道と森林作業道を適切に組み合わせた路網の整備を推進する。その際、災害の激甚化、走行車両の大型化及び未利用材の収集運搬の効率化に対応できるよう、路網の強靱(じん)化・長寿命化を図る。

特に、強靱(じん)で災害に強く、木材の効率的な輸送を可能とする幹線林道の開設や、既設林道の改築・改良による質的向上を推進する。

## ７　複層林化と天然生林の保全管理等の推進

### （１）生物多様性の保全

**ア　生物多様性の保全に配慮した森林施業の推進**

一定の広がりにおいて、様々な生育段階や樹種から構成される森林がモザイク状に配置されている「指向する森林の状態」を目指して、多様な森林整備を推進する。

このため、国有林において面的複層林施業等の先導的な取組を進めるとともに、市町村による森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用した針広混交林化の取組等を促進する。あわせて、育成単層林施業においても、長伐期化や広葉樹の保残など生物多様性の保全に配慮した施業を推進する。この際、森林所有者等がそれらの施業を選択しやすくするための事例収集や情報提供、モザイク施業等の複層林化に係る技術の普及を図る。

**イ　天然生林等の保全管理の推進**

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林等の保全管理に向けて、継続的なモニタリングに取り組むとともに、民有林と国有林が連携して、森林生態系の保存及び復元、点在する希少な森林生態系の保護管理、それらの森林の連続性確保等に取り組む。また、生物多様性にとって重要な地域を保護・保全するために、法令等による保護地域だけでなく、NPOや住民等によって生物多様性の保全がなされている地域などにおける保全管理の取組を推進する。さらに、生活の身近にある里山林等の継続的な保全管理などを推進する。

**ウ　生物多様性の保全に向けた国民理解の促進**

国民が広く参加し、植樹や森林保全等の生物多様性への理解につながる活動の展開、地域と国有林が連携した自然再生活動や森林環境教育等の取組を推進する。また、森林認証等への理解促進など、生物多様性の保全と森林資源の持続可能な利用の調和を図る。

### （２）公的な関与による森林整備

市町村による森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用した森林整備等を進める。都県の森林整備法人等が管理する森林について、針広混交林化等への施業転換や採算性を踏まえた分収比率の見直しなどを進めるとともに、森林整備法人等がその知見を活かして、森林管理業務の受託等を行うことで、地域の森林整備の促進に貢献する。

奥地水源等の保安林について、水源林造成事業により森林造成を計画的に行うとともに、既契約分については育成複層林等への誘導を進め、当該契約地周辺の森林も合わせた面的な整備にも取り組む。また、荒廃した保安林等について、治山事業による整備を実施する。

### （３）花粉発生源対策の推進

国民の約４割が罹（り）患し、国民病ともいわれる花粉症に対処するため、森林所有者に対する花粉症対策苗木等への植替えの働き掛けを支援するとともに、花粉発生源となっているスギ・ヒノキ人工林の伐採とコンテナを用いて生産された花粉症対策苗木等への植替え、広葉樹の導入による針広混交林への誘導等を推進する。また、花粉飛散量予測のためのスギ・ヒノキ雄花の着花量調査や、花粉飛散防止剤の実用化を推進し、これらの成果等の関係者への効果的な普及を行う。

さらに、花粉症対策に資する苗木の安定供給体制の構築を図るため、採種園等の整備や技術研修等の取組を推進する。

## ８　カーボンニュートラル実現への貢献

### （１）森林・林業・木材産業分野における取組

令和12（2030）年度における我が国の森林吸収量目標約3,800万$CO_2$トン（平成25（2013）年度総排出量比約2.7%）の達成や、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、「森林・林業基本計画」等に基づき、総合的に対策を実施する。

具体的には、適切な間伐等の実施、保安林指定による天然生林等の適切な管理・保全などに引き続き取り組むことに加えて、中長期的な森林吸収量の確保・強化を図るため、「間伐等特措法」に基づく新たな措置を活用し、エリートツリー等の再造林を促進する。また、国連気候変動枠組条約及びパリ協定に基づき、森林吸収量を算定し、国連気候変動枠組

条約事務局に報告する義務があるため、森林吸収量の算定対象となる森林の育成・管理状況等を定期的に調査・検証し、適切な吸収量等の把握に努める。具体的には、土地利用変化量や伐採木材製品(HWP*2)の炭素蓄積変化量の把握等に必要な基礎データの収集、分析等を行う。

また、製造時のエネルギー消費の比較的少ない木材の利用、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用、化石資源由来の製品の代替となる木質系新素材の開発・普及、加工流通等における低炭素化などを通じて、二酸化炭素の排出削減に貢献していく。伐採木材製品(HWP)による炭素の貯蔵拡大に向けて、非住宅分野等にも木材の利用を促進するため、CLTや木質耐火部材等の技術開発・普及やそれらを活用した建築の実証に対する支援を実施する。エネルギー利用も含めた木材利用については、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。)等の運用を通じ、木材調達に係る合法性確認の徹底を図る。

あわせて、これらの取組が着実に進められるよう、林業イノベーションや、森林(もり)づくり・木材利用に係る国民運動等も推進し、川上から川下までの施策に総合的に取り組む。

### (2)森林の公益的機能の発揮と調和する再生可能エネルギーの利用促進

森林の公益的機能の発揮と地域の合意形成に十分留意しつつ、林地の適正かつ積極的な利用を促進する。

具体的には、風力や地熱による発電施設の設置に関し、マニュアルの周知等を通じた国有林野の活用や保安林の解除に係る事務の迅速化・簡素化、保安林内作業許可基準の運用の明確化、地域における協議への参画等を通じた積極的な情報提供などを行い、森林の公益的機能の発揮と調和する再生可能エネルギーの利用促進を図る。

### (3)気候変動の影響に対する適応策の推進

「気候変動適応計画」(令和3(2021)年10月22日閣議決定)及び「農林水産省気候変動適応計画」(令和3(2021)年10月27日改定)に基づき、事前防災・減災の考えに立った治山施設の整備や森林の整備、森林病害虫のまん延防止、森林生態系の保存及び復元、開発途上国における森林保全の取組への支援等に取り組む。

## 9　国土の保全等の推進

### (1)適正な保安林の配備及び保全管理

水源の涵養(かん)、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するために保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進する。また、指定した保安林については、伐採の制限や転用の規制をするなど適切な運用を図るとともに、衛星デジタル画像等を活用した保安林の現況等に関する総合的な情報管理や現地における巡視及び指導の徹底等により、保安林の適切な管理の推進を図る。

### (2)国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業等の推進

近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止し軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、地域の安全・安心を確保するため、効果的かつ効率的な治山対策を推進する。

具体的には、山地災害を防止し、地域の安全性の向上を図るための治山施設の設置等のハード対策と、地域の避難体制と連携した、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策を一体的に実施する。さらに、河川の上流域に位置する保安林、重要な水源地や集落の水源となっている保安林等において、浸透能及び保水力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進する。

*2　「Harvested Wood Products」の略。パリ協定において、搬出後の木材における炭素量の変化を温室効果ガス吸収量又は排出量として計上することができる。

特に、山地災害などが激甚化・頻発化する傾向を踏まえ、山地災害の復旧整備を図りつつ、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２（2020）年12月11日閣議決定）に基づき山地災害危険地区等における治山対策を推進する。これに加えて、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策、海岸防災林の整備・保全等の取組を推進する。

また、治山施設の機能強化を含む長寿命化対策、民有林と国有林の連携による計画的な事業の実施、他の国土保全に関する施策と連携した取組、工事実施に当たっての木材の積極的な利用、生物多様性の保全等に配慮した治山対策の実施を推進する。

### （３）大規模災害時における迅速な対応

異常な天然現象により被災した治山施設について、治山施設災害復旧事業*3により復旧を図るとともに、新たに発生した崩壊地等のうち緊急を要する箇所について、災害関連緊急治山事業等により早期の復旧整備を図る。

また、林道施設、山村環境施設及び森林に被害が発生した場合には、林道施設災害復旧事業*4、災害関連山村環境施設復旧事業*5、森林災害復旧事業（激甚災害に指定された場合）*6等により、早期の復旧を図る。

さらに、大規模災害等の発災時においては、国の技術系職員の派遣（MAFF-SAT）、地方公共団体や民間コンサルタント等と連携した災害調査、復旧方針の策定など被災地域の復旧支援を行う。なお、被災規模が大規模で復旧に高度な技術を要する場合については、地方公共団体の要請を踏まえ、国の直轄事業による復旧を行う。

### （４）森林病虫害対策等の推進

マツノマダラカミキリが媒介するマツノザイセンチュウによる松くい虫被害対策については、保全すべき松林において被害のまん延防止のための薬剤散布、被害木の伐倒駆除及びドローンを活用した効果的な被害防止対策の実施・検証及び健全な松林を維持するための衛生伐*7を実施するとともに、その周辺の松林において広葉樹林等への樹種転換を推進する。また、抵抗性マツ品種の開発及び普及を促進する。

カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によるナラ枯れ被害対策については、被害の拡大防止に向け予防や駆除を積極的に推進するとともに、被害を受けにくい森林づくりなどの取組を実施する。

林野火災の予防については、全国山火事予防運動等の普及活動や予防体制の強化等を図るとともに、林野火災発生危険度予測システムの構築等を実施する。

さらに、各種森林被害の把握及び防止のため、森林保全推進員を養成するなどの森林保全管理対策を地域との連携により推進する。

## 10　研究・技術開発及びその普及

### （１）研究・技術開発等の戦略的かつ計画的な推進

「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」（令和４（2022）年３月31日策定）等を踏まえ、国及び国立研究開発法人森林研究・整備機構が都道府県の試験研究機関、大学、学術団体、民間企業等との産学官連携の強化を図りつつ、研究・技術開発を戦略的かつ計画的に推進する。

国立研究開発法人森林研究・整備機構において、

＊3　「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づき被災した林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設、又は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）に基づき被災した林地荒廃防止施設を復旧する事業。

＊4　「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき被災した林道施設を復旧する事業。

＊5　林業集落排水施設等、被災した山村環境施設を復旧する事業。

＊6　「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づき被災した森林を復旧する事業。

＊7　被害木を含む不用木及び不良木の除去及び処理。

「森林・林業基本計画」等に基づく森林・林業施策について、

① 環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発

② 森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発

③ 多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種

等を推進する。

### (2)効率的かつ効果的な普及指導の推進

得られた成果等に関しては、林業普及指導員の知識・技術水準を確保するための資格試験や研修の実施、林業普及指導事業交付金の交付による普及員の設置を適切に行うことなどを通じ、現場へ普及し社会還元を図る。

## 11 新たな山村価値の創造

### (1)山村の内発的な発展

森林資源を活用して、林業・木材産業を成長発展させ、山村の内発的な発展を図るため、

① 川上から川下までの事業者が連携した顔の見える木材を使用した付加価値の高い木材製品の普及啓発等の取組や、地域内での熱利用・熱電併給を始めとする未利用木質資源の利用を促進するための木質バイオマス利用促進施設整備等の取組の支援

② 自伐林家等への支援や、漆、薪、木炭、山菜等の山村の地域資源の発掘・活用を通じた所得・雇用の増大を図る取組の支援

③ 健康、観光、教育等の多様な分野で森林空間を活用して、新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産業」の創出・推進の取組の支援

を実施する。

### (2)山村集落の維持・活性化

**ア 山村振興対策等の推進**

「山村振興法」(昭和40年法律第64号)に基づいて、都道府県が策定する山村振興基本方針及び市町村が策定する山村振興計画に基づく産業の振興等に関する事業の推進を図る。

また、山村地域の産業の振興に加え、住民福祉の向上にも資する林道の整備等を支援するとともに、振興山村、過疎地域等において都道府県が市町村に代わって整備することができる基幹的な林道を指定し、その整備を支援する。

さらに、山村地域の安全・安心の確保に資するため、治山施設の設置等や保安林の整備と、地域の避難体制と連携した、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。

振興山村及び過疎地域の農林漁業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫による長期かつ低利の振興山村・過疎地域経営改善資金の融通を行う。

**イ 再生利用が困難な荒廃農地の森林としての活用**

農地として再生利用が困難であり、森林として管理・活用を図ることが適当な荒廃農地について、地域森林計画への編入を促進するとともに、早生樹の活用に向け、実証的な植栽等を通じて施業方法の整理に取り組む。

**ウ 地域の森林の適切な保全管理**

森林の多面的機能を発揮するとともに、関係人口の創出を通じ、地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民や地域外関係者等による活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取組等の支援を実施する。

**エ 集落の新たな支え手の確保**

特定地域づくり事業協同組合や地域おこし協力隊の枠組みを活用した森林・林業分野における事例の収集・発信に取り組む。

さらに、林業高校・大学校への就学、「緑の雇用」事業によるトライアル雇用、地域おこし協力隊への参加等を契機とした移住・定住の促進を図る。

### (3)関係人口の拡大

関係人口や交流人口の拡大に取り組むため、農泊や国立公園等とも連携しながら、健康、観光、教育等の多様な分野で森林空間を活用して、新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産業」の創出・推進の取組を支援するとともに、森林景観を活かした観光資源の整備を実施する。

## 12　国民参加の森林づくり等の推進

### （１）森林整備に対する国民理解の促進

森林整備に対する国民理解の醸成を図るため、各地方公共団体における森林環境譲与税を活用した取組の実施状況やその公表状況について、取りまとめて情報発信を行う。

### （２）国民参加の森林づくり

国民参加の森林づくりを促進するため、全国植樹祭、全国育樹祭等の国土緑化行事、緑の少年団活動発表大会等の実施を支援するとともに、NPO・企業等が行う森林づくり活動に対するサポート体制構築への支援、森林づくりに関する情報提供等を通じNPO等による森林づくり活動を推進する。また、国有林におけるフィールドや情報の提供、技術指導等を推進する。

森林環境教育等の充実を図るため、森林環境教育プログラム、子どもたちの森林内での多様な体験活動の受入れが可能な施設の情報提供、森林インストラクターなどに関する情報提供を行う。

## 13　国際的な協調及び貢献

### （１）国際対話への参画等

世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進するため、国連森林フォーラム（UNFF）、国連食糧農業機関（FAO）等の国際対話に積極的に参画するとともに、関係各国、各国際機関等と連携を図りつつ、国際的な取組を推進する。モントリオール・プロセス[*8]については、他の国際的な基準・指標プロセスとの連携等について積極的に行う。

また、持続可能な森林経営に関する日中韓３か国部長級対話等を通じ、近隣国との相互理解を推進する。

さらに、世界における持続可能な森林経営に向けて引き続きイニシアティブを発揮するため、森林・林業問題に関する幅広い関係者の参加による国際会議を開催する。

### （２）開発途上国の森林保全等のための調査及び技術開発

開発途上国における森林の減少及び劣化の抑制並びに持続可能な森林経営を推進するため、二国間クレジット制度（JCM）[*9]におけるREDD＋[*10]等の実施ルールの検討及び普及を行うとともに、民間企業等の知見・技術を活用した開発途上国の森林保全・資源利活用の促進や民間企業等による森林づくり活動の貢献度を可視化する手法の開発・普及を行う。また、民間企業等の海外展開の推進に向け、途上国の防災・減災に資する森林技術の開発や人材育成等を支援する。

このほか、開発途上国における我が国の民間団体等が行う海外での植林及び森林保全活動を推進するため、海外植林等に関する情報提供等を行う。

### （３）二国間における協力

開発途上国からの要請を踏まえ、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じ、専門家派遣、研修員受入れや、これらと機材供与を効果的に組み合わせた技術協力プロジェクトを実施する。

また、JICAを通じた森林・林業案件に関する有償資金協力に対して、計画立案段階等における技術的支援を行う。

さらに、日インド森林及び林業分野の協力覚書等に基づく両国間の協力を推進するとともに、東南ア

＊8　「令和３年度森林及び林業の動向」第１部第Ⅰ章第４節（１）85ページを参照。

＊9　「Joint Crediting Mechanism」の略。開発途上国等への優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、日本のNDC（国が決定する貢献）の達成に活用する制度。

＊10　途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減並びに森林保全、持続可能な森林経営及び森林炭素蓄積の強化の役割（「Reducing emissions from deforestation and forest degradation, and the role of conservation, sustainable management of forests and enhancement of forest carbon stocks in developing countries」）の略。

ジア諸国と我が国の二国間協力に向けた協議を行う。

### （４）国際機関を通じた協力

熱帯林の持続可能な森林経営と合法で持続可能な木材貿易を推進するため、国際熱帯木材機関（ITTO）への拠出を通じ、これまで輸出に依存してきた木材生産国を対象に、我が国の木材利用拡大の経験を活用した木材消費拡大プロジェクトや合法性・持続可能性が確保された木材等の流通体制構築に向けた取組を支援する。

また、国連食糧農業機関（FAO）への拠出を通じ、山地流域における災害等のリスク評価及び課題の分析を踏まえた地域強靱（じん）化のための森林の保全・利活用方策の実施及び普及等の取組を支援する。

## Ⅱ　林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

### １　望ましい林業構造の確立

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、目指すべき林業経営及び林業構造の姿を明確にしつつ、担い手となる林業経営体の育成、林業従事者の人材育成、林業労働などに関する施策を総合的かつ体系的に進めていく。

### （１）目指すべき姿

これからの林業経営が目指すべき方向である「長期にわたる持続的な経営」を実現するためには、効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立することが重要である。このため、主体となり得る森林組合や、民間事業者など森林所有者から経営受託等した林業専業型の法人、一定規模の面積を所有する専業林家や森林所有者（林業経営を行う製材工場などの「林産複合型」の法人も含む。）等を目指すべき姿へ導いていくため、施策を重点化するなど、効果的な取組に努める。

また、専ら自家労働等により作業を行い、農業などと複合的に所得を確保する主体等については、地域の林業経営を前述の主体とともに相補的に支えるものであり、その活動が継続できるよう取り組む。

### （２）「新しい林業」の展開

従来の施業等を見直し、開発が進みつつある新技術を活用して、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を展開するため、

① ドローン等による苗木運搬、伐採と造林の一貫作業や低密度植栽及びエリートツリー等を活用した造林コストの低減と収穫期間の短縮

② 遠隔操作化・自動化機械の開発・普及による林業作業の省力化・軽労化

③ レーザ測量や全球測位衛星システム（GNSS）を活用した高度な森林関連情報の把握及びICTを活用した木材の生産流通管理等の効率化

④ 「新しい林業」を支える新技術の導入、技術を

提供する事業者の活動促進を図るための異分野の技術探索及び産学官連携による知見共有や事業化

⑤　上記①～④の技術の導入による経営モデルの実証

等の取組を推進する。

## ２　担い手となる林業経営体の育成

### （１）長期的な経営の確保

長期的に安定的な経営の確保のため、地籍調査等と連携した森林境界の明確化、施業集約化、長期施業受委託、森林経営管理制度による経営管理権の設定等を促進する。また、市町村森林整備計画に適合した適切な森林施業を確保する観点から、森林経営計画の作成を促進する。

### （２）経営基盤及び経営力の強化

経営基盤の強化のため、「森林組合法」（昭和53年法律第36号）に基づき事業連携等を推進する。また、基盤強化を図る金融や税制上の措置等を活用する。

経営力の強化のため、施業集約化を担う森林施業プランナーの育成、森林組合系統における実践的な能力を持つ理事の配置及び木材の有利販売等を担う森林経営プランナーの育成を推進する。

### （３）林産複合型経営体の形成

林地取得等により林業経営を行う製材工場その他の「林産複合型経営体」を形成するため、林地取得に係る借入金への利子助成、株式会社日本政策金融公庫による林業経営育成資金等の融通及び独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証を通じて資金調達の円滑化を図る。

### （４）生産性の向上

林業の収益性の向上や木材需要に対応した原木の安定供給等を着実に推進するため、

①　ICT等先端技術を活用した路網作設や高効率な作業システムの運用を担うことができる高度技能者の育成

②　高性能林業機械の導入の支援

等に取り組む。

また、国有林においては、現場技能者等の育成のための研修フィールドを提供する。

さらに、令和元（2019）年12月に策定した「林業イノベーション現場実装推進プログラム」に基づき、新技術を活用した林業のスマート化を推進するため、

①　産学官のプラットフォーム（森ハブ）を活用した異分野技術等の導入促進

②　林業機械の自動化、木質系新素材等の開発・実証

③　ICT等先端技術を現場レベルで活用する実践的取組

④　国有林の森林資源に関する成長予測の精度向上や利活用の推進

⑤　レーザ測量等による森林資源・境界情報のデジタル化

⑥　早生樹母樹林の保全・整備やエリートツリー等の採種穂園等の整備等

⑦　造林事業での低コスト技術やリモートセンシング技術の活用

⑧　ICT等を活用した森林整備・路網作設ができる高度技術者等の育成

等の取組を推進する。

### （５）再造林の実施体制の整備

再造林の実施体制の整備に向けて、伐採と造林の一貫作業の推進、造林作業手の育成・確保、主伐・再造林型の施業提案能力の向上等を図る。

### （６）社会的責任を果たす取組の推進

社会的責任を果たす取組の推進のため、林業経営体に対して、法令の遵守、伐採・造林に関する自主行動規範の策定等の取組を促す。また、市町村における伐採及び伐採後の造林の届出制度の適正な運用を図るとともに、林業経営体が伐採現場で、当該制度に基づく届出が市町村森林整備計画に適合している旨の通知を掲示する取組や、合法伐採木材に係る情報提供等を行う取組を促す。

## 3　人材の育成・確保等

### （1）「緑の雇用」事業等を通じた現場技能者の育成等

林業大学校等において、林業への就業に必要な知識等の習得を行い、将来的に林業経営を担い得る有望な人材として期待される青年に対し、就業準備のための給付金を支給するとともに、就職氷河期世代を含む幅広い世代を対象にトライアル雇用（短期研修）等の実施を支援する。

また、新規就業者に対しては、段階的かつ体系的な研修カリキュラムにより、安全作業等に必要な知識、技術及び技能の習得に関する研修を実施するとともに、定着率の向上に向けた就業環境の整備を支援する。一定程度の経験を有する者に対しては、工程・コスト管理等のほか、関係者との合意形成や労働安全衛生管理等に必要な知識、技術及び技能の習得に関するキャリアアップ研修を実施する。これらの研修修了者については、農林水産省が備える名簿に統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）等として登録することにより林業就業者のキャリア形成を支援する。

さらに、林業従事者の技能向上につながる技能検定制度への林業の追加に向けた取組を支援する。

### （2）林業経営を担うべき人材の育成及び確保

林業高校等に対しては、その指導力向上やカリキュラムの充実を図るため、国や研究機関等による講師派遣及び森林・林業に関する情報提供を行うとともに、スマート林業教育を推進するため、地域協働型教育プログラムの開発実証や学習コンテンツの作成及び運用等を行う。また、林業後継者の育成及び確保を図るため、林業高校生等や社会人を対象としたインターンシップ等を支援する。林業経営体の経営者、林業研究グループ等に対しては、人材育成に係る研修への参加等を通じた自己研鑽（さん）や後継者育成を促進する。

### （3）女性活躍等の推進

女性の林業への参画や定着を促進するため、地域の林業を支える女性リーダーの育成や、女性リーダーによる林業就業促進活動に対して支援を行うとともに、女性林業者等が行う森林資源を活かした新規事業の発足や事業の拡張に対して支援する。

また、就労を通じた障がい者の社会参画を図る「林福連携」を進め、働きやすい職場環境の整備やトライアル雇用等に取り組む事業者などの取組を促進していく。

## 4　林業従事者の労働環境の改善

### （1）処遇等の改善

林業経営体の生産性及び収益性の向上、林業従事者の通年雇用化、月給制の導入、社会保険の加入等を促進する。また、林業従事者の技能を客観的に評価して適切に処遇できるよう、技能評価試験の本格的な実施に向けた取組など能力評価の導入を促進する。

また、林業従事者の労働負荷の軽減及び働きやすい職場環境の整備を図るため、伐木作業の省力化・軽労化を実現する遠隔操作化・自動化機械の開発、休憩施設や衛生施設の整備等を推進する。

### （2）労働安全対策の強化

「森林・林業基本計画」において、今後10年を目途とした林業労働災害の死傷年千人率を半減する目標を掲げている。この目標の達成に向けて労働安全対策を強化するため、安全な伐木技術の習得など就業者の技能向上のための研修や林業労働安全に資する最新装置等を活用した研修、労働安全衛生装備・装置の導入支援、林業経営体への安全巡回指導、振動障害及び蜂刺傷災害の予防対策、労働安全衛生マネジメントシステムの普及啓発等を実施する。

また、林業経営体の自主的な安全活動を促進するため、労働安全コンサルタントを活用した安全診断による労働安全の管理体制の構築を推進する。さらに、林業・木材産業における労働災害の情報収集・分析を行い、就業者の安全確保のための普及啓発等を実施する。

## ５　森林保険による損失の補塡

火災や気象災害等による林業生産活動の阻害を防止するとともに、林業経営の安定を図るため、国立研究開発法人森林研究・整備機構が取り扱う森林保険により、災害による経済的損失を合理的に補塡する。その運営に当たっては、制度の普及を図るとともに、災害の発生状況を踏まえた保険料率の見直し等の商品改定、保険金支払の迅速化などによりサービスの向上を図る。

## ６　特用林産物の生産振興

広葉樹を活用した林業の成長産業化を図るため、

①　特用林産物に関する情報の収集、分析及び提供

②　国産特用林産物の競争力の強化に向けた取組

等を支援する。

また、地域経済で重要な役割を果たす特用林産振興施設の整備を支援する。

さらに、東日本大震災の被災地等における特用林産物の産地再生に向けた取組を進めるため、被災生産者の次期生産に必要な生産資材や放射性物質の測定機器の導入、出荷管理・検査の体制整備等を支援する。

# Ⅲ　林産物の供給及び利用の確保に関する施策

## １　原木の安定供給

### （１）望ましい安定供給体制

個々の林業経営体による小規模・分散的な原木供給体制から、原木を取りまとめて供給する体制へ転換し、生産流通の各段階においてコスト低減と利益向上を図る。

### （２）木材の生産流通の効率化

原木の安定供給・調達のため、施設整備に支援する際には、川上と川中の協定取引や直送を推進する。

また、木材製品の安定供給に向けて、川上･川中･川下の関係者による情報共有や地域特性に応じた課題解決の取組を支援する。

## ２　木材産業の競争力強化

### （１）大規模工場等における「国際競争力」の強化

製材・合板工場等における木材製品の国際競争力の強化や輸出拡大に向け、加工施設の大規模化・高効率化、他品目転換、高付加価値化等の取組を支援する。くわえて、輸入木材不足への対応として、国産製品の供給力強化に資する木材加工流通施設の整備を実施する。

### （２）中小製材工場等における「地場競争力」の強化

中小製材工場等において、その特性を活かして競争力を強化していくため、

①　川上から川下までの事業者が連携した顔の見える木材を使用した付加価値の高い構造材、内装材、家具、建具等の普及啓発等の取組の支援

②　大径材の価値を最大化するための技術開発・普及啓発の支援

③　地域の状況に応じた木材加工流通施設の整備支援（リース及び利子の一部助成による導入支援も含む。）

④　木材産業における安全対策への支援

等を実施する。

### （３）JAS製品の供給促進

品質性能の確かなJAS製品等を供給していくため、木材加工流通施設の整備支援（リース及び利子の一部助成による導入支援も含む。）を実施する。また、JAS規格について利用実態に即した区分や基準の合理化に資するよう、製品の性能検証や品質確保等に関する技術開発の支援を実施する。

### （４）国産材比率の低い分野への利用促進

木造住宅における横架材、羽柄材等の国産材比率の低い部材への国産材の利用を促進するため、横架材等の製材、加工や乾燥に係る技術開発の支援に加え、設計手法の普及や設計者の育成の支援を実施する。

## ３　都市等における木材利用の促進

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「木材利用促進法」という。）及び木材利用促進法第10条第１項に規定する「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」に基づき、民間建築物を含む建築物一般における木材利用を促進する。

また、「建築物木材利用促進協定制度」の周知や効果的な運用を行う。

### （１）公共建築物における木材利用

木材利用促進法第10条第２項第４号に規定する各省各庁の長が定める「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」に基づいた各省各庁の木材利用の取組を進め、国自らが率先して木材利用を推進するとともに、木材利用促進法第11条第１項に規定する都道府県方針の改定並びに木材利用促進法第12条第１項に規定する市町村方針の作成及び改定を促進する。

また、地域で流通する木材の利用の一層の拡大に向けて、設計上の工夫や効率的な木材調達に取り組むモデル性の高い木造公共建築物等の整備を支援するほか、木造公共建築物を整備した者等に対する利子助成等を実施する。

### （２）民間非住宅、土木分野等における木材利用

都市部での木材需要の拡大に向けて、強度又は耐火性に優れた建築用木材等の技術開発・普及を支援するとともに、それらの建築用木材（JAS構造材、木質耐火部材、内装材や木製サッシ）を利用した建築実証に対する支援を実施する。

CLTについては、令和３（2021）年３月に「CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議」において策定した「CLTの普及に向けた新ロードマップ」に基づき、モデル的なCLT建築物等の整備の促進や、設計者等の設計技術等の向上に係る取組を支援するとともに、需要動向等を踏まえたCLT製造施設の整備を促進する。くわえて、低コスト化に向けた製品や技術の開発等を行う取組を支援する。

また、木材を活用した非住宅・中高層建築物について、設計者に向けた講習会の実施やマニュアル等の整備を実施するとともに、設計施工や部材調達の合理化に有効なBIMを活用した設計、施工手法等の標準化に向けた検討を行う。

非住宅建築物の木造化・木質化を推進するため、地域への専門家派遣や地域での取組を分析・普及する取組を支援するとともに、内外装の木質化による利用者の生産性向上、経済面への影響等、木材利用の効果を実証・普及する取組を支援する。

くわえて、これまで木材利用が低位であった非住宅及び住宅の外構部における木質化の実証の取組を支援する。

川上から川下までの各界の関係者が一堂に会する「民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会（通称：ウッド・チェンジ協議会）」において、引き続き木材利用拡大に向けた課題やその解決方策等について意見交換を行う。

このほか、「新農林水産省木材利用推進計画」（令和４（2022）年４月１日改定）に基づき、土木分野等における木材利用について、取組事例の紹介等により普及を行う。

## ４　生活関連分野等における木材利用の促進

木材製品に対する様々な消費者ニーズを捉え、広葉樹材を活用した家具や建具、道具・おもちゃ、木製食器、間伐材等を活用した布製品など生活関連分野等への木材利用を促進する。

また、木材を活用した様々な製品や取組の表彰に関する活動を支援するとともに、デジタル技術を活用した情報発信等を実施する。

## ５　木質バイオマスの利用

### （１）エネルギー利用

地域の林業・木材産業事業者と発電事業者等が一体となって長期安定的な事業を進めるため、関係省庁や都道府県等と連携し、未利用木質資源の利用促進や、発電施設の原料調達の円滑化等に資する取組を進めるとともに、木質燃料製造施設、木質バイオマスボイラー等の整備や、燃料用途としても期待される早生樹の植栽等を行う実証事業を支援する。

また、森林資源をエネルギーとして地域内で持続的に活用するため、市町村が中心となって、地域の事業者及び地域住民が参画し、担い手確保から発電・熱利用に至るまで、低コスト化や森林関係者への利益還元を図る集落を主な対象とした「地域内エコシステム」の構築に向け、技術者の現地派遣や相談対応等の技術的サポートを行う体制の確立、関係者による協議会の運営、小規模な技術開発等を支援する。

### （２）マテリアル利用

スギを原料とする改質リグニンをはじめとする木質マテリアルを利用した高付加価値製品の製造技術や利用技術の開発、実証等を支援する。

## ６　木材等の輸出促進

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和３（2021）年12月21日改訂）に基づき、製材・合板等付加価値の高い木材製品の輸出を、中国や韓国、米国、台湾等にも拡大していくため、輸出産地の育成支援、日本産木材の認知度向上、日本産木材製品のブランド化の推進、ターゲットを明確にした販売促進等に取り組む。

具体的には、

① 地域における輸出に取り組む機運を高め、合意形成の促進を図るための産地協議会の設置・運営

② 企業間の連携による付加価値の高い木材製品の輸出体制の構築

③ 木造建築の技術者育成に資する海外の設計者や国内の留学生等を対象とした木造技術講習会の開催

④ 輸出先国のニーズや規格・基準等に対応した技術開発

等の取組を支援する。

このほか、将来的な輸出拡大に向け、森林認証材の需要拡大を図るため、消費者や需要者向けイベントの開催等、森林認証材の普及啓発等の取組を支援する。

## ７　消費者等の理解の醸成

### （１）「木づかい」運動の促進

社会全体における木材利用拡大の機運醸成に向けて、木材利用促進法において毎年10月８日が「木材利用促進の日」、同月が「木材利用促進月間」として位置付けられたことを踏まえ、官民一体による「木づかい運動」の促進を通じ、脱炭素社会に向けた木材利用の重要性、建築物等の木造化・木質化の意義や木の良さ等について国民各層の理解や認知の定着等に取り組む。

具体的には、

① メディアの活用やシンポジウムの開催等による建築物等の木造化・木質化を促す情報発信

② エシカル消費につながる地域材製品の購入等を促すデジタル技術を活用した情報発信等の各種普及啓発活動

③ 優れた地域材製品や取組の顕彰に関する取組

④ 子供から大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて、木材の良さや利用の意義を学ぶ「木育（もくいく）」の取組

⑤ 林福連携で行う優れた地域材製品の開発に関する取組

への支援等を実施する。

### （２）違法伐採対策の推進

「クリーンウッド法」に基づき、違法伐採関連情報の収集・提供、木材関連事業者登録の推進、合法性の確認がされた木材及び木材製品（以下「合法伐採木材等」という。）の利用推進に取り組む協議会等による広報活動等への支援により、合法伐採木材等の木材関連事業者から一般消費者に至るまでの円滑な供給及び普及拡大の取組を推進する。

また、流通過程の木材の合法性確認の信頼性及び透明性を向上させるため、流通木材の合法性確認システムの構築に向けた調査等を行う。

さらに、「クリーンウッド法」の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## ８　林産物の輸入に関する措置

国際的な枠組みの中で、持続可能な森林経営、違法伐採対策、輸出入に関する規制等の情報収集・交換、分析の充実等の連携を図るとともに、TPP11協定や日EU・EPA等の締結・発効された協定に基づく措置の適切な運用を図る。また、経済連携協定等の交渉に当たっては、各国における持続可能な開発と適正な貿易を確保し、国内の林業・木材産業への影響に配慮しつつ対処する。

違法伐採対策については、二国間、地域間及び多国間協力を通じて、違法伐採及びこれに関連する貿易に関する対話、開発途上国における人材の育成、合法伐採木材等の普及等を推進する。

# Ⅳ　国有林野の管理及び経営に関する施策

## １　公益重視の管理経営の一層の推進

国有林野は、国土保全上重要な奥地脊梁（せきりょう）山地や水源地域に広く分布し、公益的機能の発揮など国民生活に大きな役割を果たすとともに、民有林行政に対する技術支援などを通じて森林・林業の再生への貢献が求められている。

このため、公益重視の管理経営を一層推進する中で、組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献するよう、「森林・林業基本計画」等に基づき、次の施策を推進する。

### （１）多様な森林整備の推進

「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和26年法律第246号）等に基づき、32森林計画区において、地域管理経営計画、国有林野施業実施計画及び国有林の地域別の森林計画を策定する。

この中で国民のニーズに応えるため、個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、山地災害防止タイプ、自然維持タイプ、森林空間利用タイプ、快適環境形成タイプ及び水源涵（かん）養タイプに区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して適切な森林の整備を推進する。その際、地球温暖化防止や生物多様性の保全に貢献するほか、地域経済や山村社会の持続的な発展に寄与するよう努める。具体的には、人工林の多くが間伐等の必要な育成段階にある一方、資源として利用可能な段階を迎えていることを踏まえ、間伐を推進するとともに、針広混交林へ導くための施業、長伐期施業、一定の広がりにおいて様々な育成段階や樹種から構成される森林のモザイク的配置への誘導等を推進する。なお、主伐の実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図る。

また、林道及び主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割等に応じて適切に組み合わ

された路網の整備を、自然条件や社会的条件の良い森林において重点的に推進する。

さらに、国有林野及びこれに隣接・介在する民有林野の公益的機能の維持増進を図るため、「公益的機能維持増進協定制度」を活用した民有林野との一体的な整備及び保全の取組を推進する。

### （２）生物多様性の保全

生物多様性の保全の観点から、渓流沿い等の森林を保全するなど施業上の配慮を行うほか、原生的な天然林や、希少な野生生物の生育・生息の場となる森林である「保護林」や、これらを中心としたネットワークを形成して野生生物の移動経路となる「緑の回廊」において、モニタリング調査等を行いながら適切な保全・管理を推進する。

また、世界自然遺産登録地における森林の保全対策を推進するとともに、世界文化遺産登録地等に所在する国有林野において、森林景観等に配慮した管理経営を行う。

森林における野生鳥獣被害防止のため、シカの生息・分布調査、広域的かつ計画的な捕獲、効果的な防除等とともに、地域の実情に応じた野生鳥獣が警戒する見通しのよい空間（緩衝帯）づくりや、地域の関係者が連携して取り組む捕獲のためのわなの貸与等を実施する。

さらに、野生生物や森林生態系等の状況を適確に把握し、自然再生の推進や希少な野生生物の保護を図る事業等を実施する。

登山利用等による来訪者の集中により植生の荒廃等が懸念される国有林野において、グリーン・サポート・スタッフ（森林保護員）による巡視や入林者へのマナーの啓発を行うなど、きめ細やかな森林の保全・管理活動を実施する。

### （３）治山事業の推進

国有林野の９割が保安林に指定されていることを踏まえ、保安林の機能の維持・向上に向けた森林整備を計画的に進める。

国有林野内の治山事業においては、近年頻発する集中豪雨や地震・火山等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止し、軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、民有林野における国土保全施策との一層の連携により、効果的かつ効率的な治山対策を推進し、地域の安全と安心の確保を図る。

具体的には、荒廃山地の復旧等と荒廃森林の整備の一体的な実施、予防治山対策や火山防災対策の強化、治山施設の機能強化を含む長寿命化対策やコスト縮減対策、海岸防災林の整備・保全対策、大規模災害発生時における体制整備等を推進する。また、民有林と国有林の連携による計画的な事業の実施や他の国土保全に関する施策と連携した流木災害対策の実施、工事実施に当たっての木材の積極的な利用及び生物多様性の保全等に配慮した治山対策の実施を推進する。

## ２　森林・林業の再生への貢献

### （１）木材の安定供給体制の構築

適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めるとともに、その推進に当たっては、需要先との協定取引を行う国有林材の安定供給システムによる販売等において国有林材の戦略的な供給に努める。その際、間伐材の利用促進を図るため、列状間伐や路網と高性能林業機械の組合せ等による低コストで効率的な作業システムの定着に取り組む。

また、国産材の安定供給体制の構築のため、民有林材を需要先へ直送する取組の普及及び拡大などを推進する。このほか、民有林からの供給が期待しにくい大径長尺材等の計画的な供給に取り組むとともに、インターネット等を活用した事業量の公表を行う。

さらに、国産材の１割強を供給し得る国有林の特性を活かし、地域の木材需要が急激に増減した場合に、必要に応じて供給時期の調整等を行うため、地域の需給動向、関係者の意見等を迅速かつ適確に把握する取組を推進する。

### （２）樹木採取権制度の推進

効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、国有林野の一定区域において、公益的機能を確保し

つつ、一定期間、安定的に樹木を採取できる権利を設定する「樹木採取権制度」のパイロット的な取組の運用と検証を行う。

### （３）森林施業の低コスト化の推進と技術の普及

路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な間伐、コンテナ苗を活用し伐採から造林までを一体的に行う「一貫作業システム」、複数年契約による事業発注等、低コストで効率的な作業システム、先端技術を活用した木材生産等の実証を推進する。

これらの取組について、各地での事業展開を図るため現地検討会等を開催し、地域の林業関係者との情報交換を行うなど、民有林への普及・定着に努める。また、民有林経営への普及を念頭に置いた林業の低コスト化等に向けた技術開発に産官学連携の下で取り組む。

さらに、林業事業体の創意工夫を促進し、施業提案や集約化の能力向上等を支援するため、国有林野事業の発注等を通じた林業事業体の育成を推進する。

### （４）民有林との連携

「森林共同施業団地」を設定し、民有林と国有林が連携した事業計画の策定に取り組むとともに、民有林と国有林を接続する効率的な路網の整備や連携した木材の供給等、施業集約に向けた取組を推進する。

森林総合監理士等の系統的な育成に取り組み、地域の林業関係者の連携促進や、森林管理署等と都道府県の森林総合監理士等の連携による「技術的援助等チーム」の設置等を通じた市町村森林整備計画の策定とその達成に向けた支援等を行う。

また、事業発注や国有林野の多種多様なフィールドを活用した現地検討会等の開催を通じて民有林の人材育成支援に取り組むとともに、森林・林業関係の教育機関等において、森林・林業に関する技術指導等に取り組む。

## ３　「国民の森林（もり）」としての管理経営と国有林野の活用

### （１）「国民の森林（もり）」としての管理経営

国有林野の取組について国民との多様な情報受発信に努め、国民の期待や要請に適切に対応していくため、情報の開示や広報の充実を進めるとともに、森林計画の策定等の機会を通じて国民の要請の適確な把握とそれを反映した管理経営の推進に努める。

体験活動及び学習活動の場としての「遊々（ゆうゆう）の森」の設定及び活用を図るとともに、農山漁村における体験活動と連携し、森林・林業に関する体験学習のためのプログラムの作成及び学習コース等のフィールドの整備を行い、それらの情報を提供するなど、学校、NPO、企業等の多様な主体と連携して、都市や農山漁村等の立地や地域の要請に応じた森林環境教育を推進する。

また、NPO等による森林（もり）づくり活動の場としての「ふれあいの森」、伝統文化の継承や文化財の保存等に貢献する「木の文化を支える森」、企業等の社会貢献活動の場としての「法人の森林（もり）」や「社会貢献の森」等、国民参加の森林（もり）づくりを推進する。

### （２）国有林野の活用

国有林野の所在する地域の社会経済状況、住民の意向等を考慮して、地域における産業の振興及び住民の福祉の向上に資するよう、貸付け、売払い等による国有林野の活用を積極的に推進する。

その際、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮しつつ、再生可能エネルギーを利用した発電に資する国有林野の活用にも努める。

さらに、「レクリエーションの森」について、民間活力を活かしつつ、利用者のニーズに対応した施設の整備や自然観察会等を実施するとともに、特に「日本美しの森（にっぽんうつく） お薦め国有林」において、重点的に、観光資源としての魅力の向上のための環境整備やワーケーション環境の整備、外国人も含む旅行者に向けた情報発信等に取り組み、更なる活用を推進する。

# Ⅴ　その他横断的に推進すべき施策

## １　デジタル化の推進

森林関連情報の把握、木材生産流通等において、デジタル技術を活用して効率化を推進する。

森林情報の把握については、レーザ測量等による森林資源情報の精度向上及びGNSSによる森林境界情報のデジタル化を推進する。また、その情報を都道府県等が導入している森林クラウドに集積し、情報の共有化と高度利用を促進する。

木材の生産流通については、木材検収ソフトなどICT生産管理システム標準仕様に基づくシステムの導入を促進する。合法伐採木材等の流通については、流通過程の木材の合法性確認の信頼性、透明性を向上させるため、流通木材の合法性確認システムの構築に向けた調査等を行う。

さらに、ICTやドローン等を活用することによる森林土木分野の生産性向上に取り組む。また、補助金申請や各種手続を効率化して国民負担を軽減していくため、デジタルデータを活用した造林補助金の申請・検査業務を推進するほか、農林水産省共通申請サービスによる電子化等を図る。

## ２　新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者等の経営の維持安定を図るため、株式会社日本政策金融公庫による実質無利子・無担保等貸付けを実施する。

また、独立行政法人農林漁業信用基金において実質無担保等により債務保証を行うとともに、保証料を実質免除する。

あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者が独立行政法人農林漁業信用基金が行う債務保証を活用して償還負担の軽減を目的とした資金の借換えを行う場合に利子助成を行う。

さらに、令和４（2022）年度税制改正において、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を１年延長する。

## ３　東日本大震災からの復興・創生

### （１）被災した海岸防災林の復旧及び再生

被災した海岸防災林については、復興工程表に定めた事業がほぼ完了した。一方、原子力災害被災地域等において、関連工事との調整などやむを得ない事情により未完了の箇所が一部あるため、早期完了に向けて事業を継続する。

また、海岸防災林が有する津波エネルギーの減衰機能等を発揮させるため、地域関係者やNPO等と連携しつつ、植栽した樹木の保育等に継続して取り組む。

### （２）放射性物質の影響がある被災地の森林・林業の再生

東京電力福島第一原子力発電所事故により放射性物質に汚染された森林について、汚染実態を把握するため、樹冠部から土壌中まで階層ごとに分布している放射性物質の挙動に係る調査及び解析を行う。また、避難指示解除区域等において、林業の再生を円滑に進められるよう実証事業等を実施するとともに、被災地における森林整備を円滑に進めるため、しいたけ原木生産のための里山の広葉樹林の計画的な再生等に向けた取組、樹皮（バーク）等の有効活用に向けた取組及び森林整備を実施する際に必要な放射性物質対策等を推進する。さらに、林業の再生に向けた情報の収集・整理と情報発信等を実施する。

消費者に安全な木材製品を供給するため、木材製品、作業環境等に係る放射性物質の調査及び分析、放射性物質測定装置の設置や風評被害防止のための普及啓発による木材製品等の安全証明体制の構築を支援する。

このほか、放射性物質の影響により製材工場等に滞留するおそれがある樹皮（バーク）の処理費用等の立替えを支援する。

### （３）放射性物質の影響に対応した安全な特用林産物の供給確保

被災地における特用林産物の産地再生に向けた取組を進めるため、次期生産に必要な生産資材の導入を支援するとともに、安全なきのこ等の生産に必要な簡易ハウス等の防除施設、放射性物質測定機器等の導入、出荷管理・検査の体制整備等を支援する。

また、都県が行う放射性物質の検査を支援するため、国においても必要な検査を実施する。

### （４）東日本大震災からの復興に向けた木材等の活用

復興に向け、被災地域における木質バイオマス関連施設、木造公共建築物等の整備を推進する。

## Ⅵ　団体に関する施策

森林組合が、組合員との信頼関係を引き続き保ち、地域の森林管理と林業経営の担い手として役割を果たしながら、林業所得の増大に最大限貢献していくよう、合併や組合間の多様な連携、正組合員資格の拡大による後継者世代や女性の参画、実践的な能力を持つ理事の配置等を推進するとともに、内部牽（けん）制体制の充実及び法令等遵守意識の徹底を図る。

また、森林組合系統が運動方針を定め、地域森林の適切な保全・利用等を目標として掲げながら、市町村等と連携した体制の整備、循環型林業の確立、木材販売力の強化などの取組を展開していることを踏まえ、その実効性が確保されるよう系統主体での取組を促進する。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。